

保証月報

2024

4



ツツジ咲く南楽園
(宇和島市津島町)

Guarantee Information »

- 令和6年度 組織体制のご案内
- 無料個別経営相談会を開催しました
- 経営安定関連保証4号の指定期間について
- 経営安定関連保証5号の指定業種について
- 「伴走支援型特別保証制度」の取扱期間の延長について
- 「伴走支援型特別保証制度」に係る保証制度及び保証実績について

Column »

◇ 空から見る愛媛①八幡浜



愛媛県信用保証協会
EHIME GUARANTEE

保証月報 2024 4

Contents

保証情報 Guarantee Information >>

令和6年度 組織体制のご案内	1
無料個別経営相談会を開催しました	2
経営安定関連保証4号の指定期間について	2
経営安定関連保証5号の指定業種について	2
「伴走支援型特別保証制度」の取扱期間の延長について	3
「伴走支援型特別保証制度」に係る保証制度及び保証実績について	3

保証状況 Guarantee Condition >>

今月の保証概況（令和6年3月）	4
本・支所別保証状況 金融機関別保証状況	5
業種別保証状況	6
金額別・期間別・用途別保証状況	7
市町制度保証状況	8
ランキングベスト10	9
金融機関店舗別保証状況	10

融資保証制度 Loan Guarantee System >>

融資保証制度一覧	17
信用保証料率表	27
保証協会団信実績	30

コラム Column >>

空から見る愛媛①八幡浜

〈当協会ホームページのご案内〉

愛媛県信用

検索

<https://www.ehime-cgc.or.jp/>



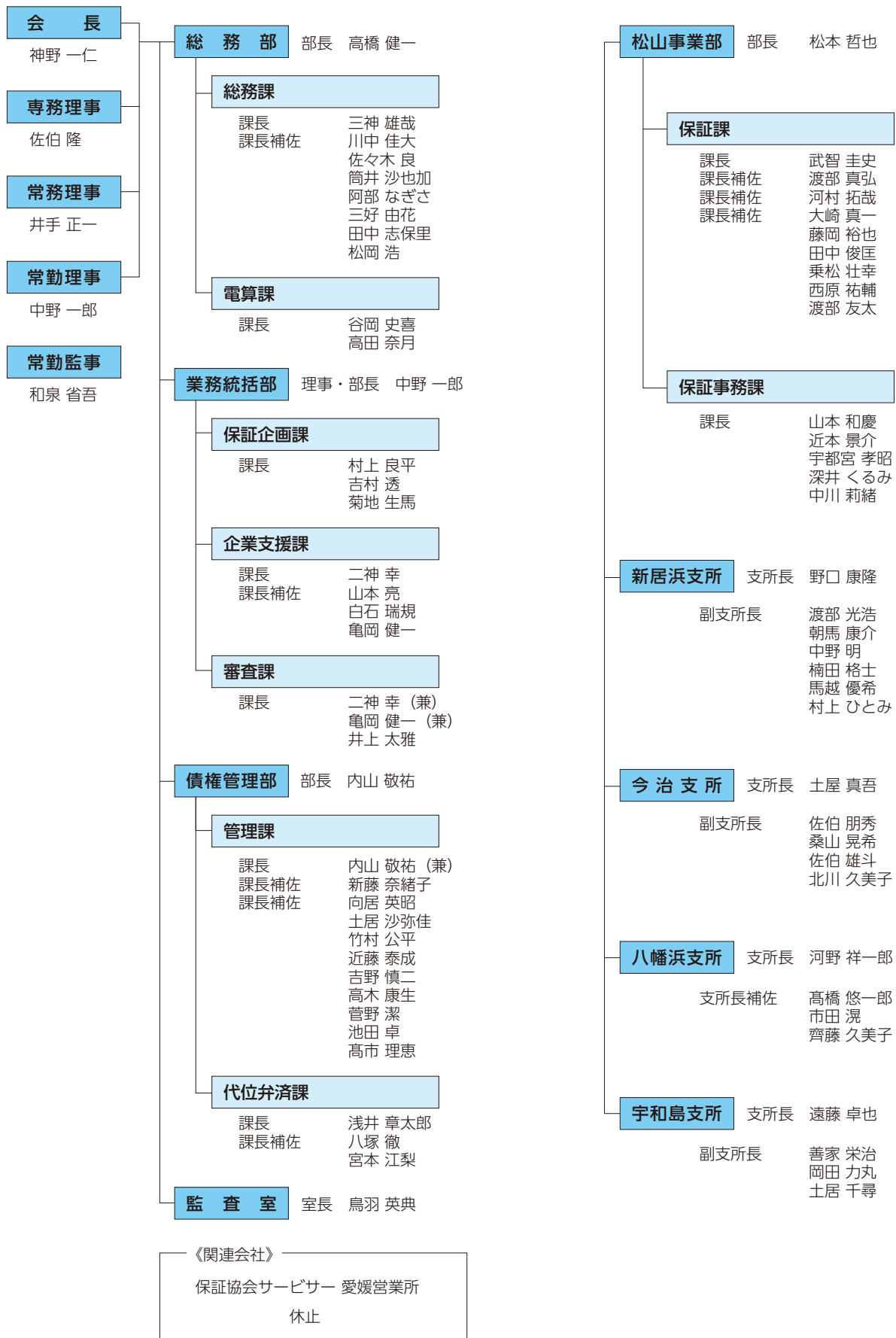
お知らせ (更新・新着情報)

- 2024年04月04日 保証の概況：「2024年3月」を掲載しました。
- 2024年04月02日 役員の変更について
- 2024年03月18日 次世代育成支援対策推進法及び女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画を策定しました。
- 2024年03月12日 保証月報 2024年3月号を掲載しました。
- 2024年03月04日 保証の概況：「2024年2月」を掲載しました。

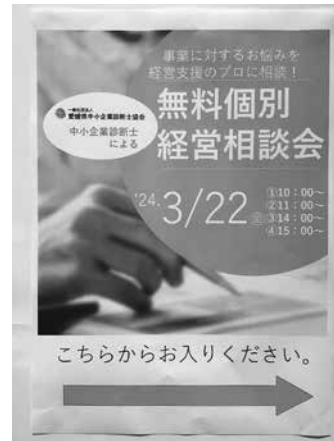
令和6年度は、下記の組織体制のもと当協会一丸となって中小企業者の皆さまの資金繰り支援や経営支援に取り組んでまいります。

なお、「職員直通電話番号」は当協会HPの金融機関専用ページに掲載しておりますので、ご活用ください。

愛媛県信用保証協会 組織図 (令和6年4月1日)



〈 無料個別経営相談会を開催しました 〉



3月22日（金）、当協会にて中小企業診断士による無料個別経営相談会を開催しました。

企業毎に抱える経営課題に対し、一般社団法人愛媛県中小企業診断士協会に所属する中小企業診断士が、2人1組となり個別に対応しました。参加した事業者からは、「日頃不安だった部分に対するモヤモヤが解消された」、「自社の改善点等を知ることができ、前向きになれた」との声が挙がりました。

当協会は今後も事業者に寄り添った経営支援に努めるとともに、引き続き関係機関の専門家等と連携し、中小企業者支援に取り組んでまいります。

〈 経営安定関連保証4号の指定期間について 〉

新型コロナウイルス感染症に関するセーフティネット保証4号につきまして、指定期間が令和6年3月31日迄とされていましたが、今般、全ての都道府県において令和6年6月30日まで延長されましたのでお知らせします。なお、資金用途については引き続き借換に限定（借換資金に追加融資資金を加えることは可）されております。詳細は、中小企業庁のホームページをご確認ください。

(https://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/2024/240308_4gou.html)

指定期間

【延長前】 令和2年2月18日～令和6年3月31日

【延長後】 令和2年2月18日～令和6年6月30日

〈 経営安定関連保証5号の指定業種について 〉

中小企業信用保険法第2条第5項第5号の規定に基づくセーフティネット保証5号について、新たに令和6年4月1日から令和6年6月30日までの指定業種が中小企業庁より公表されましたので、お知らせします。対象業種等の詳細は、中小企業庁のホームページをご確認ください。

(https://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/sefu_net_5gou.html)

指定業種：514業種

指定期間：令和6年4月1日～令和6年6月30日

〈「伴走支援型特別保証制度」の取扱期間の延長について〉

令和3年4月1日より取扱いを開始した「伴走支援型特別保証制度」については、取扱期間が「令和6年3月31日までに信用保証協会が保証申込を受け付けたもの」とされていましたが、今般、「令和6年6月30日までに信用保証協会が保証申込を受け付けたもの」に延長されましたので、お知らせします。

また、愛媛県緊急経済対策特別支援資金（伴走支援枠）についても同様に延長されています。ただし、愛媛県による保証料補助は、令和6年3月31日融資実行分までで終了となっております。

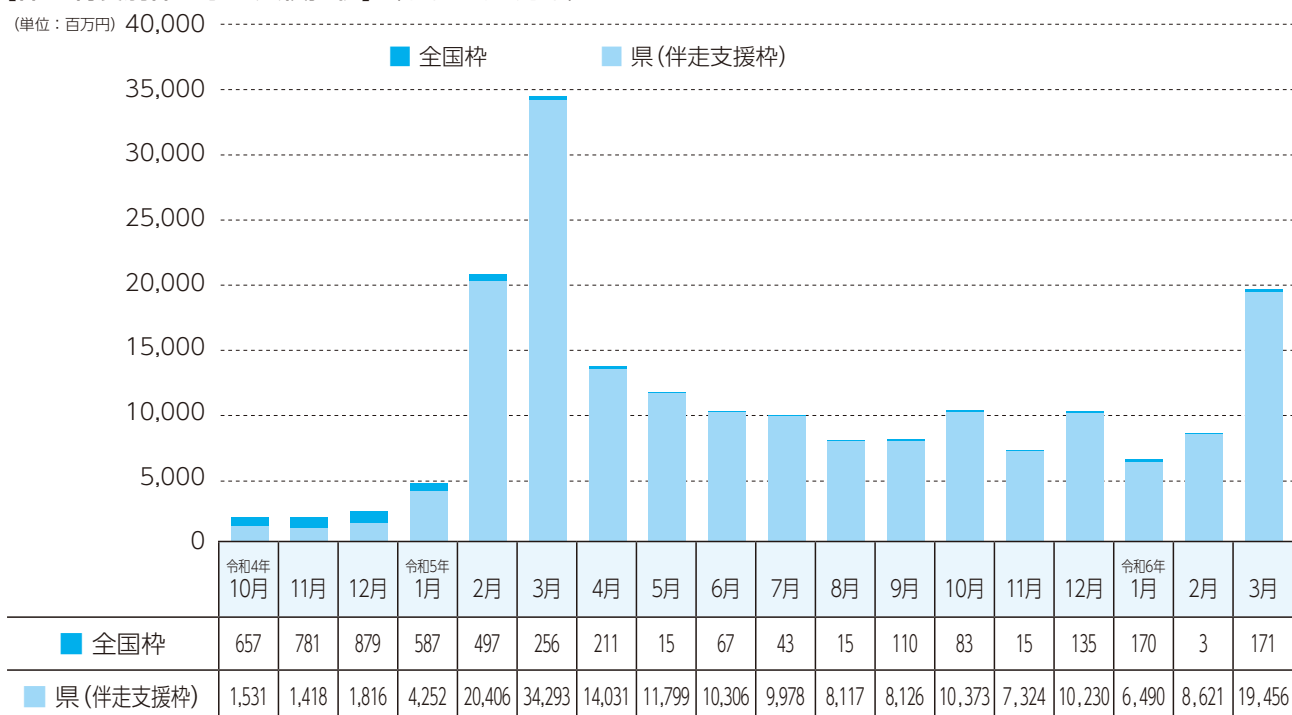
〈「伴走支援型特別保証制度」に係る保証制度及び保証実績について〉

新型コロナウイルス感染症の拡大による影響を受けている中小企業・小規模事業者に対する資金繰り円滑化を図るとともに、金融機関が当該中小企業者に対して継続的な伴走支援を実施することを目的とした「伴走支援型特別保証制度」が創設されています。当保証制度の令和6年3月末における保証実績は以下の通りです。

【保証実績】（令和6年3月末）

保証制度	保証承諾				保証債務残高	
	当月中		当月末		件数	金額(千円)
	件数	金額(千円)	件数	金額(千円)		
全国枠	4	171,000	34	1,037,500	324	6,920,239
県(伴走支援枠)	592	19,456,340	4,193	124,850,400	5,842	166,491,444
合計	596	19,627,340	4,227	125,887,900	6,166	173,411,683

【保証制度別保証承諾実績推移】（令和6年3月末）



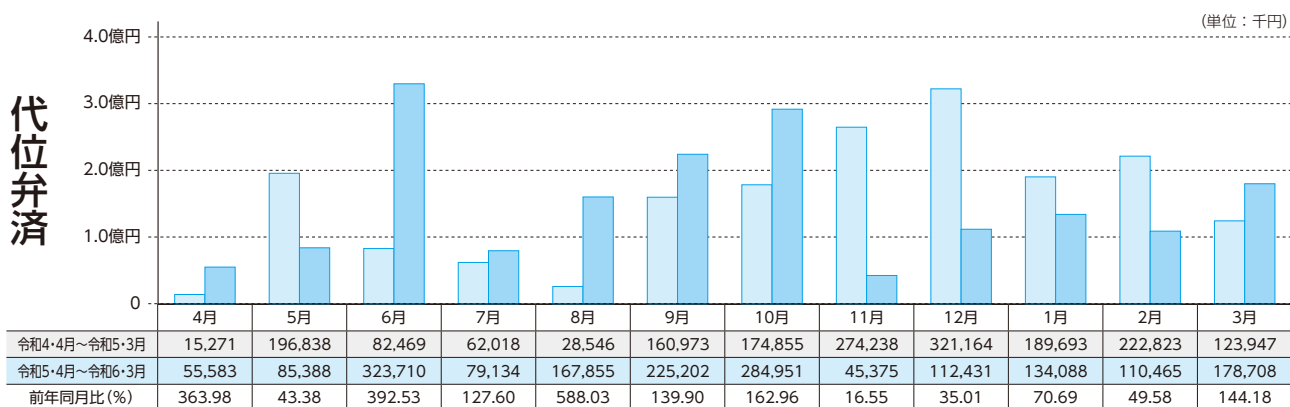
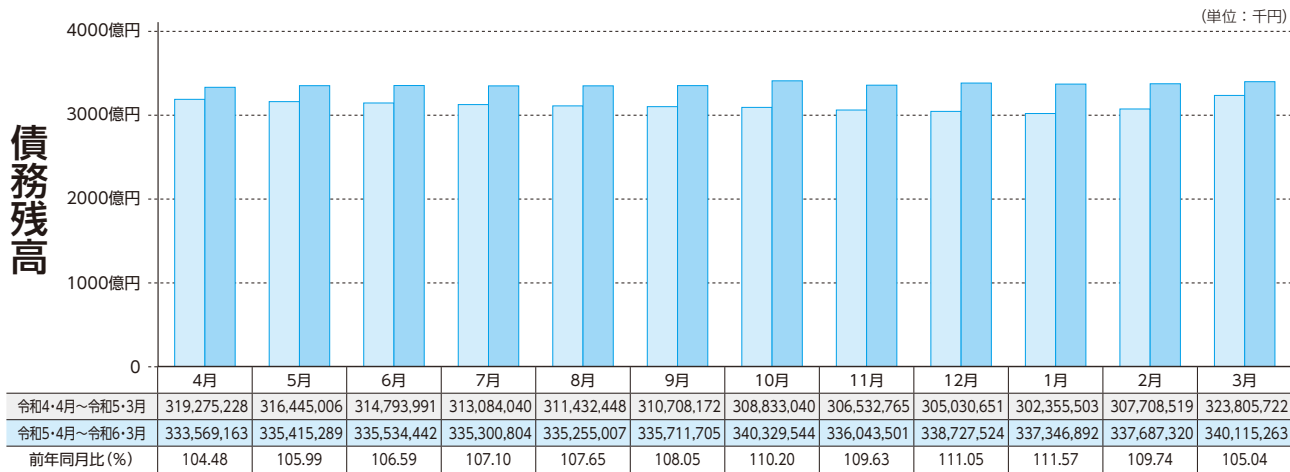
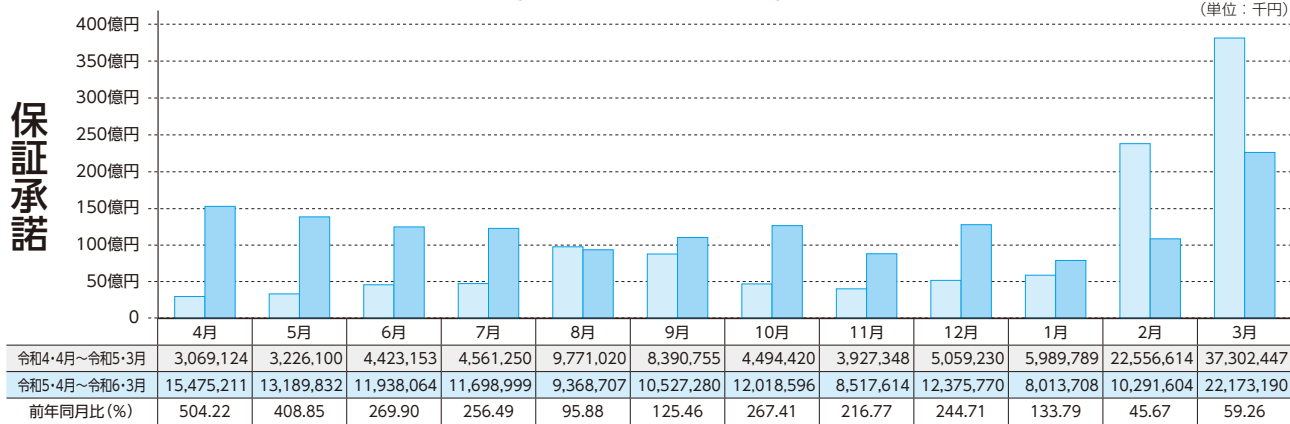
〈実績〉

(単位：千円)

区分	当月中				当月末			
	件数	金額	対前年同月比(%)		件数	金額	対前年同月比(%)	
			件数	金額			件数	金額
保証申込	897	21,105,260	66.00	59.62	7,270	142,611,390	104.38	117.34
保証承諾	953	22,173,190	66.13	59.26	7,327	145,588,575	109.64	128.99
保証債務残高	—	—	—	—	29,851	340,115,263	94.67	105.04
代位弁済	21	178,708	84.00	144.18	206	1,802,890	93.21	97.30

〈推移グラフ〉

(単位：千円)



本・支所別保証状況 (令和6年3月分)

(単位：千円)

区分	保証承諾						保証債務残高			代位弁済					
	当月中			当月末			当月末			当月中			当月末		
	件数	金額	前年比(%)	件数	金額	前年比(%)	件数	金額	前年比(%)	件数	金額	前年比(%)	件数	金額	前年比(%)
本所	471	10,434,890	51.05	3,708	70,552,776	122.07	14,721	167,021,147	107.35	13	59,204	98.56	127	1,067,784	117.98
新居浜	198	4,963,300	58.77	1,567	34,039,288	136.59	6,831	80,463,025	104.49	5	104,059	600.35	48	511,283	107.63
今治	132	3,855,900	93.76	929	21,508,994	160.44	3,623	46,986,810	98.61	0	0	0.00	18	117,096	52.00
八幡浜	78	1,314,360	45.80	587	10,821,962	111.40	2,442	26,119,909	106.85	0	0	0.00	7	84,901	42.54
宇和島	74	1,604,740	103.52	536	8,665,555	123.28	2,234	19,524,373	102.10	3	15,445	82.50	6	21,827	45.50
合計	953	22,173,190	59.26	7,327	145,588,575	128.99	29,851	340,115,263	105.04	21	178,708	144.18	206	1,802,890	97.30

金融機関別保証状況 (令和6年3月分)

(単位：千円)

		保証承諾						保証債務残高			代位弁済				
		当月中			当月末			当月末			当月中			当月末	
		件数	金額	構成比	件数	金額	構成比	件数	金額	構成比	件数	金額	構成比	件数	金額
銀行	伊予	333	9,397,610	2,310	59,168,556	40.64	9,688	142,803,668	41.99	12	134,730	75	920,141	51.04	
	四国	11	283,500	64	1,652,797	1.14	336	5,373,018	1.58	0	0	0	0	0.00	
	百十四	27	980,200	129	3,731,044	2.56	540	10,974,713	3.23	1	2,448	4	11,018	0.61	
	阿波	1	1,000	58	2,343,800	1.61	154	4,849,260	1.43	0	0	0	0	0.00	
	広島	12	529,000	81	2,770,044	1.90	463	7,116,193	2.09	0	0	1	20,050	1.11	
	中国	1	10,000	14	548,000	0.38	105	2,622,023	0.77	0	0	0	0	0.00	
	山口	1	50,000	4	190,000	0.13	35	1,087,839	0.32	0	0	0	0	0.00	
	大分	0	0	0	0	0.00	0	0	0.00	0	0	0	0	0.00	
	西日本	0	0	0	0	0.00	0	0	0.00	0	0	0	0	0.00	
	みずほ	0	0	1	50,000	0.03	5	93,856	0.03	0	0	0	0	0.00	
	りそな	0	0	0	0	0.00	0	0	0.00	0	0	0	0	0.00	
	三井住友	0	0	0	0	0.00	6	147,772	0.04	0	0	0	0	0.00	
	三菱UFJ	0	0	0	0	0.00	4	47,228	0.01	0	0	0	0	0.00	
	三井信託	0	0	0	0	0.00	0	0	0.00	0	0	0	0	0.00	
	中央三井	0	0	0	0	0.00	0	0	0.00	0	0	0	0	0.00	
	あおぞら	0	0	0	0	0.00	0	0	0.00	0	0	0	0	0.00	
	愛媛	250	5,425,730	1,919	38,268,986	26.29	8,648	84,899,735	24.96	5	15,020	62	283,792	15.74	
	香川	65	2,148,000	433	11,612,362	7.98	1,479	23,498,338	6.91	0	0	15	122,144	6.77	
	高知	4	240,000	59	1,117,400	0.77	256	2,870,862	0.84	0	0	5	39,803	2.21	
徳島大正	7	254,000	47	951,000	0.65	183	2,321,036	0.68	0	0	0	0	0.00		
もみじ	0	0	0	0	0.00	0	0	0.00	0	0	0	0	0.00		
小計	712	19,319,040	5,119	122,403,989	84.08	21,902	288,705,539	84.88	18	152,198	162	1,396,948	77.48		
信用金庫	愛媛	173	2,258,710	1,671	18,129,370	12.45	5,690	37,258,415	10.95	3	26,510	32	214,662	11.91	
	三津浜	0	0	0	0	0.00	0	0	0.00	0	0	0	0	0.00	
	川之江	8	38,000	69	891,500	0.61	378	3,638,618	1.07	0	0	0	0	0.00	
	東予	14	58,500	179	1,818,233	1.25	690	4,047,336	1.19	0	0	3	17,611	0.98	
	宇和島	37	392,440	258	1,828,529	1.26	1,009	4,752,911	1.40	0	0	3	6,382	0.35	
	観音寺	5	70,000	23	450,354	0.31	152	1,504,640	0.44	0	0	5	162,412	9.01	
	信金中金	0	0	0	0	0.00	0	0	0.00	0	0	0	0	0.00	
小計	237	2,817,650	2,200	23,117,986	15.88	7,919	51,201,919	15.05	3	26,510	43	401,068	22.25		
信組	朝銀西	1	24,000	1	24,000	0.02	2	30,769	0.01	0	0	0	0	0.00	
	宿毛商銀	0	0	0	0	0.00	0	0	0.00	0	0	0	0	0.00	
小計	1	24,000	1	24,000	0.02	2	30,769	0.01	0	0	0	0	0.00		
県信連	0	0	0	0	0.00	0	0	0.00	0	0	0	0	0.00		
単一農協	3	12,500	6	33,000	0.02	18	67,046	0.02	0	0	0	0	0.00		
県信漁連	0	0	0	0	0.00	0	0	0.00	0	0	0	0	0.00		
農林中金	0	0	0	0	0.00	0	0	0.00	0	0	0	0	0.00		
商工中金	0	0	1	9,600	0.01	10	109,990	0.03	0	0	1	4,873	0.27		
損保・生保	0	0	0	0	0.00	0	0	0.00	0	0	0	0	0.00		
労働金庫	0	0	0	0	0.00	0	0	0.00	0	0	0	0	0.00		
その他	0	0	0	0	0.00	0	0	0.00	0	0	0	0	0.00		
小計	3	12,500	7	42,600	0.03	28	177,037	0.05	0	0	1	4,873	0.27		
合計	953	22,173,190	7,327	145,588,575	100.00	29,851	340,115,263	100.00	21	178,708	206	1,802,890	100.00		

業種別保証状況 (令和6年3月分)

(単位：千円)

区 分	保 証 承 諾					保 証 債 務 残 高			代 位 弁 済				
	当 月 中		当 月 末			当 月 末			当 月 中		当 月 末		
	件数	金 額	件数	金 額	構成比	件数	金 額	構成比	件数	金 額	件数	金 額	構成比
製 造 業	151	3,927,600	1,004	24,123,250	16.57	4,431	62,851,547	18.48	5	101,373	19	218,997	12.15
食 料 品 工 業	15	237,100	127	3,757,000	2.58	640	10,071,862	2.96	1	3,432	1	3,432	0.19
織 維 品 工 業	16	618,500	110	3,013,560	2.07	441	8,466,408	2.49	0	0	0	0	0.00
木 材 ・ 木 製 品 工 業	3	71,000	28	802,750	0.55	124	2,290,306	0.67	0	0	0	0	0.00
家 具 ・ 建 具 工 業	4	109,000	22	298,500	0.21	97	888,797	0.26	0	0	0	0	0.00
紙 工 業	5	183,000	45	1,562,000	1.07	311	5,202,822	1.53	4	97,940	4	97,940	5.43
製 版 ・ 製 本 業	0	0	0	0	0.00	5	14,663	0.00	0	0	0	0	0.00
化 学 工 業	0	0	5	187,000	0.13	30	490,381	0.14	0	0	0	0	0.00
石 油 石 炭 製 品 工 業	0	0	1	30,000	0.02	5	109,246	0.03	0	0	0	0	0.00
ゴ ム ・ プ ラ ス チ ッ ク 工 業	3	107,000	16	459,654	0.32	72	1,007,214	0.30	0	0	0	0	0.00
ゴ ム 製 品 製 造 業	2	103,000	5	213,000	0.15	11	326,556	0.10	0	0	0	0	0.00
皮 革 工 業	0	0	0	0	0.00	2	5,550	0.00	0	0	0	0	0.00
窯 業	5	240,000	25	770,600	0.53	128	1,879,902	0.55	0	0	0	0	0.00
機 械 工 業	19	618,000	135	4,038,784	2.77	560	10,069,146	2.96	0	0	5	71,846	3.99
電 気 機 器 工 業	9	181,000	29	849,000	0.58	127	2,340,969	0.69	0	0	1	12,020	0.67
車 輛 工 業	0	0	5	98,000	0.07	23	337,248	0.10	0	0	0	0	0.00
船 舶 工 業	2	130,000	10	378,000	0.26	64	1,247,887	0.37	0	0	0	0	0.00
金 属 工 業	32	743,200	175	4,107,940	2.82	665	9,475,076	2.79	0	0	5	17,319	0.96
ソ フ ト ウ ェ ア 業	4	46,500	37	808,500	0.56	160	1,890,528	0.56	0	0	0	0	0.00
情 報 処 理 サ ー ビ ス 業	0	0	0	0	0.00	0	0	0.00	0	0	0	0	0.00
農 林 漁 業	0	0	2	20,000	0.01	17	191,157	0.06	0	0	0	0	0.00
そ の 他 の 工 業	32	540,300	227	2,728,962	1.87	949	6,545,829	1.92	0	0	3	16,439	0.91
鉱 業	0	0	0	0	0.00	0	0	0.00	0	0	0	0	0.00
土 石 採 取 業	1	100,000	5	186,000	0.13	34	564,051	0.17	0	0	0	0	0.00
木 材 伐 出 業	1	10,000	12	83,340	0.06	35	196,521	0.06	0	0	0	0	0.00
建 設 業	268	6,102,340	2,040	38,501,426	26.45	7,464	81,718,441	24.03	4	22,604	60	450,714	25.00
卸 売 業	80	2,714,400	687	20,265,906	13.92	2,774	42,857,475	12.60	5	24,288	29	476,347	26.42
小 売 業	121	2,305,870	986	17,001,889	11.68	4,028	41,073,497	12.08	3	12,920	22	99,978	5.55
飲 食 店	61	516,850	479	4,607,456	3.16	2,480	14,071,424	4.14	2	9,713	32	160,891	8.92
不 動 産 業	32	638,000	260	4,557,909	3.13	1,007	11,667,617	3.43	0	0	2	21,605	1.20
運 送 業	46	1,956,000	299	10,419,334	7.16	1,190	23,477,332	6.90	0	0	14	202,480	11.23
貨 物 運 送 取 扱 業	0	0	0	0	0.00	0	0	0.00	0	0	0	0	0.00
倉 庫 業	1	100,000	5	310,000	0.21	8	354,786	0.10	0	0	0	0	0.00
物 品 預 り ・ 駐 車 場 業	1	40,000	7	109,300	0.08	24	346,096	0.10	0	0	0	0	0.00
電 気 ・ ガ ス ・ 熱 供 給 ・ 水 道 業	1	1,000	8	175,000	0.12	40	421,904	0.12	0	0	0	0	0.00
印 刷 業	6	167,000	36	1,081,660	0.74	189	2,797,770	0.82	0	0	1	1,915	0.11
出 版 業	0	0	2	75,000	0.05	17	192,299	0.06	0	0	0	0	0.00
サ ー ビ ス 業	181	3,587,830	1,451	23,700,705	16.28	5,955	56,684,532	16.67	2	7,811	24	162,311	9.00
物 品 賃 貸 業	6	89,500	39	900,200	0.62	137	2,015,054	0.59	0	0	0	0	0.00
宿 泊 業	8	172,000	50	1,211,500	0.83	249	4,202,118	1.24	0	0	0	0	0.00
洗 濯 ・ 理 美 容 ・ 浴 場 業	25	322,500	219	2,007,363	1.38	1,052	5,613,749	1.65	0	0	2	18,643	1.03
そ の 他 の 生 活 関 連 サ ー ビ ス 業	6	106,630	40	637,930	0.44	160	1,444,100	0.42	0	0	3	57,512	3.19
旅 行 業	1	10,000	3	59,182	0.04	29	258,774	0.08	0	0	0	0	0.00
映 画 ・ 娯 楽 業	7	328,000	50	1,411,750	0.97	226	3,517,137	1.03	0	0	2	40,087	2.22
広 告 業	5	92,000	33	631,400	0.43	132	1,292,446	0.38	0	0	0	0	0.00
放 送 業	0	0	2	20,000	0.01	5	35,464	0.01	0	0	0	0	0.00
情 報 通 信 サ ー ビ ス 業	1	3,000	13	85,800	0.06	37	225,228	0.07	0	0	0	0	0.00
運 輸 サ ー ビ ス 業	5	273,000	17	460,000	0.32	60	863,072	0.25	0	0	0	0	0.00
職 業 紹 介 ・ 労 働 者 派 遣 業	0	0	7	64,500	0.04	24	131,516	0.04	0	0	0	0	0.00
そ の 他 の 事 業 サ ー ビ ス 業	13	143,000	130	1,551,290	1.07	445	3,637,174	1.07	2	7,811	7	23,917	1.33
専 門 サ ー ビ ス 業	11	110,500	128	1,168,400	0.80	544	2,521,916	0.74	0	0	1	468	0.03
技 術 サ ー ビ ス 業	11	239,100	108	1,479,390	1.02	471	3,378,722	0.99	0	0	3	6,220	0.35
医 療 ・ 福 祉 業	62	1,356,100	468	9,777,590	6.72	1,849	22,626,535	6.65	0	0	1	5,718	0.32
廃 棄 物 処 理 業	13	147,500	74	1,369,210	0.94	290	3,304,929	0.97	0	0	2	4,687	0.26
教 育 ・ 学 習 支 援 事 業	6	189,000	58	676,900	0.46	194	1,315,318	0.39	0	0	3	5,059	0.28
そ の 他 の サ ー ビ ス 業	1	6,000	12	188,300	0.13	51	301,282	0.09	0	0	0	0	0.00
保 険 媒 介 代 理 業	2	6,300	23	215,200	0.15	132	564,476	0.17	0	0	0	0	0.00
ク レ ジ ッ ト カ ー ド 業 ・ 割 賦 金 融 業	0	0	0	0	0.00	0	0	0.00	0	0	0	0	0.00
金 融 商 品 取 引 業	0	0	0	0	0.00	0	0	0.00	0	0	0	0	0.00
商 品 先 物 取 引 業 ・ 商 品 投 資 顧 問 業	0	0	0	0	0.00	0	0	0.00	0	0	0	0	0.00
補 助 的 金 融 業 ・ 金 融 附 帯 業 ・ 金 融 代 理 業	0	0	0	0	0.00	0	0	0.00	0	0	0	0	0.00
郵 便 業	0	0	0	0	0.00	0	0	0.00	0	0	0	0	0.00
通 信 業	0	0	0	0	0.00	1	2,060	0.00	0	0	0	0	0.00
イ ン タ ー ネット 付 随 サ ー ビ ス 業	0	0	23	175,200	0.12	42	273,436	0.08	0	0	3	7,653	0.42
合 計	953	22,173,190	7,327	145,588,575	100.00	29,851	340,115,263	100.00	21	178,708	206	1,802,890	100.00

※平成24年10月分統計より業種区分を変更したため、業種によっては変更前後での累計値等が一致しない場合があります。

金額別保証状況 (令和6年3月分)

(単位:千円)

区 分	保 証 承 諾					保 証 債 務 残 高		
	当 月 中		当 月 末			当 月 末		
	件数	金 額	件数	金 額	構成比	件数	金 額	構成比
1,000 以下	37	35,730	342	312,850	0.21	1,640	829,678	0.24
1,000 超 2,000 以下	55	100,510	567	1,031,639	0.71	2,662	2,801,995	0.82
2,000 超 3,000 以下	88	251,600	714	2,063,240	1.42	2,892	5,121,310	1.51
3,000 超 5,000 以下	152	725,750	1,399	6,652,784	4.57	6,042	17,807,813	5.24
5,000 超 10,000 以下	211	1,950,500	1,411	12,669,315	8.70	7,455	45,365,719	13.34
10,000 超 15,000 以下	43	592,400	417	5,736,311	3.94	1,401	14,706,018	4.32
15,000 超 20,000 以下	56	1,080,000	516	9,972,550	6.85	2,028	29,108,120	8.56
20,000 超 30,000 以下	80	2,217,200	568	15,828,540	10.87	2,187	48,474,591	14.25
30,000 超 50,000 以下	114	5,095,500	666	29,455,546	20.23	2,099	72,160,287	21.22
50,000 超 60,000 以下	20	1,197,000	143	8,409,300	5.78	479	24,593,108	7.23
60,000 超 70,000 以下	9	612,000	94	6,465,000	4.44	166	9,821,392	2.89
70,000 超 80,000 以下	19	1,504,000	91	7,165,500	4.92	171	10,936,843	3.22
80,000 超 100,000 以下	69	6,811,000	394	39,057,000	26.83	595	55,147,021	16.21
100,000 超 120,000 以下	0	0	2	219,000	0.15	10	765,949	0.23
120,000 超 150,000 以下	0	0	1	150,000	0.10	5	347,785	0.10
150,000 超 200,000 以下	0	0	2	400,000	0.27	19	2,127,634	0.63
200,000 超	0	0	0	0	0.00	0	0	0.00
合 計	953	22,173,190	7,327	145,588,575	100.00	29,851	340,115,263	100.00

期間別保証状況 (令和6年3月分)

(単位:千円)

区 分	保 証 承 諾					保 証 債 務 残 高		
	当 月 中		当 月 末			当 月 末		
	件数	金 額	件数	金 額	構成比	件数	金 額	構成比
3 力月以下	3	70,000	17	212,300	0.15	6	87,000	0.03
3 力月超 6 力月以下	2	15,000	29	1,039,100	0.71	24	769,721	0.23
6 力月超 1 力年以下	13	276,870	92	1,919,870	1.32	118	2,359,960	0.69
1 力年超 2 力年以下	10	132,000	78	632,538	0.43	151	1,108,096	0.33
2 力年超 3 力年以下	21	270,660	239	2,657,085	1.83	867	7,607,951	2.24
3 力年超 4 力年以下	7	144,900	81	646,624	0.44	309	906,458	0.27
4 力年超 5 力年以下	257	2,073,240	2,307	18,328,130	12.59	8,853	33,754,425	9.92
5 力年超 7 力年以下	184	2,637,620	1,314	19,160,546	13.16	9,589	69,125,254	20.32
7 力年超 10 力年以下	452	16,342,900	3,151	100,316,382	68.90	9,568	216,717,111	63.72
10 力年超	4	210,000	19	676,000	0.46	366	7,679,287	2.26
合 計	953	22,173,190	7,327	145,588,575	100.00	29,851	340,115,263	100.00

使途別保証状況 (令和6年3月分)

(単位:千円)

区 分	保 証 承 諾					保 証 債 務 残 高		
	当 月 中		当 月 末			当 月 末		
	件数	金 額	件数	金 額	構成比	件数	金 額	構成比
運 転 資 金	843	21,183,540	6,406	137,805,995	94.65	26,465	321,542,541	94.54
設 備 資 金	67	466,450	462	2,867,946	1.97	2,025	9,849,973	2.90
運 転 設 備 資 金	43	523,200	459	4,914,634	3.38	1,361	8,722,750	2.56
合 計	953	22,173,190	7,327	145,588,575	100.00	29,851	340,115,263	100.00

市町制度保証状況 (令和6年3月分)

(単位：千円)

振興資金		保証 承諾				保証債務残高	
		当 月 中		当 月 末		当 月 末	
		件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額
市	四 国 中 央	11	42,500	101	376,800	322	684,981
	新 居 浜	14	47,900	115	363,700	422	840,393
	西 条	14	44,300	137	467,360	421	855,067
	今 治	13	45,000	218	739,850	705	1,405,763
	松 山	66	248,300	668	2,133,783	2,225	4,017,209
	東 温	1	2,000	29	80,530	123	207,078
	伊 予	0	0	1	5,000	12	15,929
	大 洲	14	44,280	61	187,960	158	322,117
	八 幡 浜	1	5,000	43	141,100	90	209,219
	西 予	7	21,630	66	219,330	226	500,833
	宇 和 島	20	79,000	161	581,660	673	1,414,750
小 計	161	579,910	1,600	5,297,073	5,377	10,473,340	
町	砥 部	1	2,000	11	23,500	32	45,625
	上 島	0	0	3	15,000	11	36,317
	久 万 高 原	2	6,630	14	46,430	56	91,949
	内 子	2	10,000	18	63,250	50	113,994
	伊 方	0	0	2	10,000	4	12,210
	鬼 北	1	5,000	18	67,100	39	118,463
	松 野	0	0	0	0	6	10,536
	愛 南	5	12,000	25	52,890	78	108,210
小 計	11	35,630	91	278,170	276	537,304	
合 計	172	615,540	1,691	5,575,243	5,653	11,010,644	

季節資金		保証 承諾				保証債務残高	
		当 月 中		当 月 末		当 月 末	
		件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額
松 山	0	0	0	0	0	0	
新 居 浜	0	0	0	0	0	0	
合 計	0	0	0	0	0	0	

設備近代化資金		保証 承諾				保証債務残高	
		当 月 中		当 月 末		当 月 末	
		件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額
松 山	21	103,460	144	575,946	497	1,210,258	
今 治	6	16,100	24	88,870	87	197,290	
合 計	27	119,560	168	664,816	584	1,407,548	

振興資金(緊急)		保証 承諾				保証債務残高	
		当 月 中		当 月 末		当 月 末	
		件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額
四 国 中 央	4	40,000	11	99,000	74	314,200	
新 居 浜	3	23,000	11	85,500	64	280,873	
今 治	0	0	7	49,200	66	242,883	
松 山	0	0	0	0	14	52,780	
八 幡 浜	0	0	5	29,500	228	498,866	
西 予	0	0	4	30,000	24	127,575	
合 計	7	63,000	38	293,200	470	1,517,177	

振興資金(経営安定化)		保証 承諾				保証債務残高	
		当 月 中		当 月 末		当 月 末	
		件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額
松 山	80	711,500	492	4,063,670	3,903	18,131,723	
今 治	0	0	8	49,000	36	142,226	
四 国 中 央	0	0	0	0	194	647,185	
西 条	0	0	7	62,600	597	2,295,375	
合 計	80	711,500	507	4,175,270	4,730	21,216,508	

令和6年3月末現在における各店舗別の信用保証状況を債務残高と保証承諾をベースに「ランキングベスト10」に集計しました。

今後とも県内中小企業金融の円滑化に、一層のご協力と信用保証の利用をお願いいたします。

保証債務残高
10

前月順位	順位	金融機関名		保証債務残高	
				件数	金額(千円)
1 →	1	愛媛銀行	本店営業部	484	11,113,258
2 →	2	伊予銀行	新居浜支店	468	9,894,628
3 →	3	伊予銀行	今治支店	372	7,819,199
4 →	4	伊予銀行	本店営業部	353	7,214,299
6 ↗	5	香川銀行	松山支店	296	5,816,869
5 ↘	6	伊予銀行	西条支店	397	5,797,473
7 →	7	伊予銀行	松山北支店	316	5,181,220
9 ↗	8	阿波銀行	松山支店	150	4,773,254
8 ↘	9	伊予銀行	宇和島支店	309	4,488,013
12 ↗	10	香川銀行	新居浜支店	252	4,416,277

保証承諾(当月中)
10

前月順位	順位	金融機関名		保証承諾(当月中)	
				件数	金額(千円)
5 ↗	1	伊予銀行	新居浜支店	25	800,300
2 →	2	愛媛銀行	本店営業部	17	782,000
18 ↗	3	伊予銀行	本店営業部	14	737,500
29 ↗	4	香川銀行	新居浜支店	15	706,000
34 ↗	5	愛媛銀行	石井支店	9	491,000
19 ↗	6	伊予銀行	今治支店	12	490,000
1 ↘	7	伊予銀行	日吉支店	13	475,000
16 ↗	8	伊予銀行	松山北支店	15	467,000
4 ↘	9	香川銀行	松山支店	13	463,500
149 ↗	10	伊予銀行	北条支店	11	431,000

保証承諾(累計)
10

前月順位	順位	金融機関名		保証承諾(当月末)	
				件数	金額(千円)
1 →	1	伊予銀行	新居浜支店	165	5,423,200
2 →	2	愛媛銀行	本店営業部	109	5,385,500
3 →	3	伊予銀行	本店営業部	74	3,156,800
7 ↗	4	香川銀行	新居浜支店	94	2,729,500
5 →	5	伊予銀行	今治支店	79	2,621,830
6 →	6	香川銀行	松山支店	101	2,568,500
9 ↗	7	伊予銀行	松山北支店	84	2,333,500
4 ↘	8	阿波銀行	松山支店	57	2,323,800
8 ↘	9	伊予銀行	中浜支店	51	2,090,060
10 →	10	伊予銀行	西条支店	75	2,087,850

金融機関店舗別保証状況



令和6年3月分

(単位：千円)

店 舗 名	保 証 承 諾						保 証 債 務 残 高			代 位 弁 済		
	当 月 中		対前年 同月比 (%)	当 月 末		対前年 同月比 (%)	当 月 末		対前年 同月比 (%)	当 月 末		代弁率 (%)
	件数	金 額		件数	金 額		件数	金 額		件数	金 額	
みずほ	0	0	-----	1	50,000	-----	1	47,081	1,164.79	0	0	0.00
今 治	0	0	-----	0	0	-----	2	9,200	17.04	0	0	0.00
荻 窪	0	0	-----	0	0	-----	1	575	7.95	0	0	0.00
難 波	0	0	-----	0	0	-----	0	0	0.00	0	0	0.00
高 松	0	0	-----	0	0	-----	1	37,000	75.51	0	0	0.00
計	0	0	-----	1	50,000	-----	5	93,856	81.37	0	0	0.00
三井住友	0	0	-----	0	0	0.00	2	44,800	52.71	0	0	0.00
新 居 浜	0	0	-----	0	0	-----	4	102,972	78.71	0	0	0.00
計	0	0	-----	0	0	0.00	6	147,772	68.47	0	0	0.00
三菱UFJ	0	0	-----	0	0	-----	0	0	0.00	0	0	0.00
福 山	0	0	-----	0	0	0.00	1	22,500	78.09	0	0	0.00
高 松	0	0	-----	0	0	0.00	3	24,728	63.88	0	0	0.00
計	0	0	-----	0	0	0.00	4	47,228	62.25	0	0	0.00
伊予	14	737,500	70.17	74	3,156,800	185.22	353	7,214,299	93.69	2	37,792	0.51
本 町	9	167,000	36.15	66	1,831,230	146.65	247	3,794,316	115.71	2	3,123	0.09
松山駅前	7	155,000	76.62	57	846,000	116.12	208	2,264,198	93.67	3	10,583	0.45
湊 町	7	228,000	162.86	42	939,200	206.87	171	2,125,692	89.90	2	51,785	2.45
立 花	2	45,000	75.00	16	241,880	140.22	54	448,052	97.45	0	0	0.00
新 立	2	20,000	23.53	17	323,050	207.08	50	531,035	112.00	5	129,957	25.39
大 街 道	7	52,500	30.00	71	1,073,300	171.46	377	3,374,657	98.19	5	21,987	0.63
一 万	2	45,000	17.44	22	491,300	47.57	112	1,826,362	89.65	0	0	0.00
道 後	9	212,600	41.00	39	921,100	54.33	224	3,479,703	98.96	0	0	0.00
三 津 浜	5	245,660	44.58	65	1,274,310	77.77	276	3,780,733	107.11	0	0	0.00
堀 江	6	169,000	152.25	21	623,000	238.24	74	1,073,203	115.64	0	0	0.00
森 松	2	50,000	49.26	32	337,750	48.63	135	1,479,202	90.52	3	20,075	1.21
北 条	11	431,000	624.64	45	1,227,950	259.17	212	2,489,351	121.46	1	2,803	0.12
中 島	0	0	0.00	2	54,400	31.09	22	240,871	97.01	0	0	0.00
横 河 原	4	116,000	70.73	27	564,700	118.63	82	1,259,797	107.76	1	32,028	2.65
郡 中	2	180,000	21.31	34	1,265,550	85.57	154	3,261,892	107.86	2	19,279	0.61
砥 部	5	94,000	1,880.00	18	360,700	269.18	77	945,248	96.71	0	0	0.00
松 前	6	175,000	36.50	62	1,659,500	133.63	173	3,428,586	115.09	4	71,556	2.17
中 山	1	6,000	-----	5	69,000	138.00	11	149,648	112.88	0	0	0.00
久 万	3	149,700	748.50	15	572,900	421.90	50	792,185	133.93	0	0	0.00
松 山 北	15	467,000	49.55	84	2,333,500	127.27	316	5,181,220	122.62	0	0	0.00
空 港 通	6	47,000	20.00	53	865,250	169.16	214	2,371,381	96.54	0	0	0.00
小 野	0	0	0.00	9	115,200	135.53	39	374,988	106.09	2	5,145	1.45
上 灘	0	0	-----	1	70,000	437.50	16	251,101	100.50	1	2,989	1.20
和 気	2	13,000	-----	11	289,000	319.34	53	632,107	105.14	0	0	0.00
中央市場	0	0	0.00	4	195,000	85.75	27	519,906	118.22	0	0	0.00
東 野	2	9,000	4.27	11	274,000	66.02	55	726,108	111.90	0	0	0.00
福 音 寺	3	46,800	14.49	29	547,300	70.98	121	1,666,736	102.20	2	3,327	0.20
余 戸	4	98,000	22.22	53	1,401,850	215.27	157	2,313,011	125.99	0	0	0.00
石 井	2	15,000	23.44	20	276,000	76.14	98	1,180,964	98.05	0	0	0.00
椿	1	17,000	11.22	9	171,000	63.33	78	746,821	89.21	2	19,415	2.37
久 米	3	119,500	40.85	26	770,600	111.05	135	1,791,498	108.44	1	3,472	0.20
味 生	1	3,500	7.45	9	274,500	201.10	43	467,820	97.59	0	0	0.00
牛 渕	4	68,500	145.13	12	124,750	44.05	44	460,721	106.74	2	23,546	5.08
古 川	2	7,000	3.68	33	312,200	83.17	146	1,149,729	102.27	2	10,472	0.89
原 町	1	5,000	16.67	5	66,000	71.86	37	346,377	81.17	2	25,872	6.84
三 津 東	0	0	-----	2	13,000	200.00	8	53,195	115.89	0	0	0.00
桑 原	3	22,000	-----	9	230,000	334.30	36	517,150	103.97	3	29,470	6.03
水産市場	0	0	-----	2	130,000	650.00	9	233,132	109.01	0	0	0.00
小 栗	4	150,000	-----	26	547,270	268.27	57	712,455	118.90	0	0	0.00
川 内	4	78,500	167.02	13	376,800	76.79	57	1,181,511	105.73	0	0	0.00

※代弁率は直近12ヵ月の平均残高により算出したものです。

令和6年3月分

(単位：千円)

店 舗 名	保 証 承 諾						保 証 債 務 残 高			代 位 弁 済		
	当 月 中		対前年 同月比 (%)	当 月 末		対前年 同月比 (%)	当 月 末		対前年 同月比 (%)	当 月 末		代弁率 (%)
	件数	金 額		件数	金 額		件数	金 額		件数	金 額	
伊予 緑 台	0	0	-----	0	0	0.00	1	7,360	83.64	0	0	0.00
今 治	12	490,000	56.00	79	2,621,830	100.08	372	7,819,199	94.71	0	0	0.00
中 浜	6	95,500	25.26	51	2,090,060	218.51	144	3,472,449	107.92	2	29,744	0.85
日 吉	13	475,000	136.49	55	1,959,500	289.10	163	3,159,838	104.71	0	0	0.00
波 止 浜	5	197,000	562.86	24	463,000	251.77	80	1,171,899	80.01	0	0	0.00
桜 井	2	15,000	6.52	14	238,500	56.22	73	1,016,450	79.44	0	0	0.00
菊 間	0	0	0.00	7	178,000	483.70	44	547,667	88.41	3	31,262	5.36
大 島	0	0	0.00	12	351,000	67.44	81	1,168,978	95.46	2	16,028	1.35
伯 方	3	50,000	111.11	9	148,000	123.85	41	370,201	111.30	0	0	0.00
宮 浦	6	251,000	144.25	12	358,700	117.26	45	630,929	103.38	0	0	0.00
今 治 南	2	70,000	91.50	9	272,500	105.33	50	824,357	89.46	0	0	0.00
亀 岡	1	1,300	-----	4	41,300	-----	6	46,374	96.43	0	0	0.00
近 見	0	0	-----	0	0	-----	2	4,771	71.42	0	0	0.00
富 田	4	196,000	337.93	18	492,000	470.81	51	721,148	102.04	0	0	0.00
日 高	2	40,000	-----	4	75,000	3,000.00	8	113,853	121.41	0	0	0.00
鳥 生	4	56,000	70.44	27	767,900	166.75	77	1,343,445	101.29	0	0	0.00
新 居 浜	25	800,300	47.98	165	5,423,200	179.06	468	9,894,628	118.31	0	0	0.00
角 野	8	163,500	81.75	55	1,513,500	218.75	159	3,210,568	104.51	1	12,020	0.37
新居浜東	1	10,000	2.79	24	731,500	142.77	86	1,542,691	104.11	1	9,886	0.62
三 島	1	20,000	26.14	22	437,000	106.46	184	1,897,327	80.99	6	180,068	8.29
川 之 江	2	70,000	71.79	12	309,412	35.44	149	2,146,772	93.56	0	0	0.00
西 条	10	359,000	27.43	75	2,087,850	67.15	397	5,797,473	104.13	0	0	0.00
三 芳	1	30,000	25.86	12	248,000	68.32	54	771,829	102.97	0	0	0.00
壬 生 川	1	4,000	1.28	22	325,350	37.61	125	1,622,372	106.43	0	0	0.00
丹 原	7	181,000	190.53	8	191,000	66.16	39	490,056	96.59	0	0	0.00
小 松	1	25,000	8.87	10	515,000	72.09	65	1,306,683	117.96	2	5,651	0.43
土 居	3	50,000	1,666.67	15	240,000	99.71	121	767,427	92.34	0	0	0.00
中 萩	1	23,000	16.06	31	983,800	315.52	71	1,394,145	117.73	3	19,158	1.41
船 木	1	50,000	-----	2	60,000	600.00	3	67,471	97.35	0	0	0.00
新居浜市	0	0	-----	0	0	-----	1	344	64.18	0	0	0.00
高 津	0	0	-----	4	25,000	500.00	6	28,692	248.61	0	0	0.00
八 幡 浜	6	101,250	20.75	60	1,735,032	105.38	246	4,390,163	116.94	0	0	0.00
矢 野 町	0	0	-----	0	0	-----	2	2,546	68.18	0	0	0.00
大洲本町	4	115,500	462.00	12	234,200	59.90	56	534,476	95.17	0	0	0.00
大 洲	5	23,000	10.36	39	882,480	95.14	196	2,550,198	97.74	4	72,543	2.77
長 浜	1	30,000	20.69	12	579,600	258.75	49	1,175,854	133.12	0	0	0.00
五 十 崎	2	120,000	64.86	11	338,250	83.87	66	977,085	100.46	0	0	0.00
内 子	3	72,000	35.29	31	510,500	94.82	153	1,444,187	99.99	0	0	0.00
川 之 石	0	0	0.00	5	55,250	184.17	34	182,141	66.89	0	0	0.00
伊 方	0	0	-----	6	48,000	-----	17	116,894	98.17	0	0	0.00
三 崎	0	0	0.00	5	68,000	141.67	15	185,788	103.52	0	0	0.00
三 瓶	3	135,000	131.07	12	462,990	272.35	24	618,433	288.40	0	0	0.00
宇 和 島	7	74,700	11.43	67	1,764,862	101.18	309	4,488,013	103.63	0	0	0.00
追 手	0	0	-----	0	0	0.00	1	524	60.93	0	0	0.00
城 南	0	0	-----	0	0	-----	1	1,870	75.34	0	0	0.00
卯 之 町	8	238,500	248.44	36	681,500	215.05	93	993,213	103.76	0	0	0.00
野 村	3	12,300	5.22	14	164,900	36.17	96	777,260	98.62	1	3,660	0.45
高 山	1	5,000	8.06	4	32,000	14.45	18	290,390	102.23	0	0	0.00
吉 田	0	0	0.00	9	100,500	32.25	64	592,651	101.05	0	0	0.00
近 永	1	5,000	9.09	16	205,600	47.31	75	790,238	96.20	0	0	0.00
松 丸	0	0	0.00	4	49,250	46.46	26	206,587	109.35	0	0	0.00
岩 松	1	4,000	-----	7	101,000	128.66	44	306,907	85.87	1	2,002	0.63
愛 南	3	190,000	147.29	17	497,900	63.19	87	1,300,915	102.98	2	13,443	0.99
高 松	1	100,000	-----	1	100,000	-----	3	30,547	77.45	0	0	0.00
徳 島	0	0	-----	0	0	-----	0	0	0.00	0	0	0.00
岡 山 南	0	0	-----	0	0	-----	2	35,800	83.74	0	0	0.00
新 宿	0	0	-----	0	0	-----	1	30,000	100.00	0	0	0.00

※代弁率は直近12ヵ月の平均残高により算出したものです。

令和6年3月分

(単位：千円)

店舗名	保証承諾						保証債務残高			代位弁済		
	当月中		対前年同月比 (%)	当月末		対前年同月比 (%)	当月末		対前年同月比 (%)	当月末		代弁率 (%)
	件数	金額		件数	金額		件数	金額		件数	金額	
伊予 大 西	1	3,000	15.63	9	192,000	166.67	36	586,634	91.51	0	0	0.00
計	333	9,397,610	50.89	2,310	59,168,556	120.16	9,688	142,803,668	103.76	75	920,141	0.64
四国 松 山	6	195,000	45.03	38	913,397	78.75	147	2,789,726	103.66	0	0	0.00
松 山 南	1	3,000	4.29	5	104,500	77.41	18	352,711	91.86	0	0	0.00
今 治	0	0	-----	2	55,000	1,687.12	17	164,577	54.69	0	0	0.00
宇 和 島	4	85,500	61.07	10	297,500	100.51	59	801,023	87.54	0	0	0.00
八 幡 浜	0	0	-----	5	164,900	299.82	46	572,980	89.18	0	0	0.00
四国中央	0	0	-----	4	117,500	-----	38	546,165	83.47	0	0	0.00
高 松	0	0	-----	0	0	0.00	2	40,000	100.00	0	0	0.00
神 田	0	0	-----	0	0	0.00	1	3,257	76.58	0	0	0.00
宿 毛	0	0	-----	0	0	0.00	2	8,075	86.17	0	0	0.00
御 荘	0	0	-----	0	0	-----	6	94,504	93.89	0	0	0.00
計	11	283,500	44.09	64	1,652,797	97.68	336	5,373,018	93.57	0	0	0.00
百十四 松 山	3	110,000	35.48	34	983,700	50.07	168	4,219,528	106.30	3	5,345	0.13
今 治	10	403,500	142.08	27	867,500	207.04	84	1,773,355	117.89	0	0	0.00
新 居 浜	10	216,700	41.43	29	826,284	104.25	103	2,443,576	103.71	0	0	0.00
西 条	2	150,000	91.03	19	547,560	121.39	117	1,617,648	110.33	1	5,673	0.37
三 島	2	100,000	106.38	20	506,000	278.02	65	864,824	113.92	0	0	0.00
鳴 門	0	0	-----	0	0	-----	2	15,157	84.52	0	0	0.00
城 西	0	0	-----	0	0	-----	1	40,625	84.42	0	0	0.00
観 音 寺	0	0	-----	0	0	-----	0	0	0.00	0	0	0.00
計	27	980,200	71.25	129	3,731,044	97.95	540	10,974,713	107.79	4	11,018	0.10
阿波 松 山	1	1,000	0.12	57	2,323,800	113.83	150	4,773,254	130.08	0	0	0.00
鳴 門	0	0	-----	1	20,000	40.00	3	55,006	95.06	0	0	0.00
藍 住	0	0	-----	0	0	-----	1	21,000	87.50	0	0	0.00
計	1	1,000	0.12	58	2,343,800	112.06	154	4,849,260	129.27	0	0	0.00
広島 松 山	5	139,000	27.42	24	602,200	83.88	148	2,616,385	96.35	0	0	0.00
今 治	0	0	-----	14	527,000	258.71	82	1,222,368	67.99	0	0	0.00
新 居 浜	5	320,000	1,777.78	16	853,000	880.29	64	1,301,228	128.25	0	0	0.00
伊予西条	1	10,000	6.51	15	457,044	167.11	87	996,728	83.17	0	0	0.00
川 之 江	0	0	-----	0	0	0.00	29	267,482	68.70	1	20,050	6.19
三 島	0	0	0.00	9	224,800	140.50	44	549,831	129.78	0	0	0.00
児 島	0	0	-----	1	30,000	-----	1	27,500	-----	0	0	0.00
因 島	1	60,000	-----	2	76,000	-----	5	85,465	94.57	0	0	0.00
瀬 戸 田	0	0	-----	0	0	-----	1	21,000	87.50	0	0	0.00
木 江	0	0	-----	0	0	-----	2	28,206	92.29	0	0	0.00
計	12	529,000	73.63	81	2,770,044	180.81	463	7,116,193	92.61	1	20,050	0.28
中国 川 之 江	1	10,000	1.63	14	548,000	74.16	104	2,602,023	104.51	0	0	0.00
三 原	0	0	-----	0	0	-----	1	20,000	100.00	0	0	0.00
計	1	10,000	1.63	14	548,000	74.16	105	2,622,023	104.48	0	0	0.00
山口 松 山	1	50,000	16.13	3	110,000	25.00	32	953,852	87.93	0	0	0.00
今 治	0	0	-----	1	80,000	-----	0	0	0.00	0	0	0.00
尾 道	0	0	-----	0	0	-----	3	133,987	94.81	0	0	0.00
計	1	50,000	16.13	4	190,000	43.18	35	1,087,839	85.25	0	0	0.00
愛媛 本 店	17	782,000	41.89	109	5,385,500	99.52	484	11,113,258	107.87	0	0	0.00
末 広 町	5	178,000	363.27	38	671,890	172.20	219	1,638,410	108.04	1	6,271	0.40
大 街 道	0	0	0.00	28	396,860	508.79	173	1,349,903	96.15	5	26,410	1.94
道 後	16	209,000	108.85	69	1,556,000	183.49	204	2,634,869	131.39	1	3,058	0.12
本 町	8	146,000	60.83	47	919,600	139.90	234	2,107,655	110.97	1	1,543	0.08
三 津 浜	5	40,000	32.52	40	640,500	133.39	175	1,678,343	102.80	0	0	0.00

※代弁率は直近12ヵ月の平均残高により算出したものです。

令和6年3月分

(単位：千円)

店 舗 名	保 証 承 諾						保 証 債 務 残 高			代 位 弁 済		
	当 月 中		対前年 同月比 (%)	当 月 末		対前年 同月比 (%)	当 月 末		対前年 同月比 (%)	当 月 末		代弁率 (%)
	件数	金 額		件数	金 額		件数	金 額		件数	金 額	
愛媛 郡 中	3	18,000	3.52	39	602,100	67.55	118	1,363,850	99.50	0	0	0.00
久 万	0	0	-----	7	75,000	86.81	47	327,102	94.68	1	2,107	0.64
北 条	0	0	0.00	29	429,800	106.24	162	1,246,925	101.33	4	42,231	3.45
立 花	9	61,500	246.00	44	537,940	129.25	165	1,035,511	108.07	5	38,434	3.93
久 米	8	191,000	38.66	45	651,200	71.21	210	1,978,369	101.99	5	20,360	1.09
余 戸	9	317,500	84.02	50	1,295,190	170.55	206	2,363,293	122.94	3	15,417	0.76
鴨 川	3	21,000	18.75	47	1,148,100	245.22	205	1,947,565	134.05	2	4,236	0.24
中 央 通	6	50,000	10.60	30	397,700	51.86	148	1,495,491	97.85	1	2,531	0.17
中央市場	0	0	0.00	1	20,000	24.54	16	156,437	89.55	0	0	0.00
重 信	5	23,500	11.81	36	387,800	115.07	164	1,146,092	108.60	0	0	0.00
古 川	7	92,000	42.20	43	628,700	84.45	236	1,955,610	104.21	1	3,416	0.17
桑 原	2	20,000	21.98	30	430,350	168.13	156	1,081,203	92.02	2	18,643	1.80
森 松	9	332,500	232.52	47	1,260,500	173.50	245	2,783,615	104.01	0	0	0.00
川 之 江	7	53,000	81.54	25	447,000	91.32	116	1,293,686	100.86	0	0	0.00
三 島	1	5,000	3.57	14	216,000	67.61	136	1,272,718	94.93	0	0	0.00
新 居 浜	13	427,000	139.09	62	1,847,000	222.99	237	3,244,932	102.37	2	4,397	0.14
泉 川	0	0	0.00	28	574,750	133.11	120	995,795	115.40	0	0	0.00
西 条	1	1,200	4.36	44	746,000	96.83	252	2,057,233	98.44	0	0	0.00
氷 見	0	0	-----	8	27,500	45.68	62	236,700	85.10	1	662	0.26
壬 生 川	4	40,000	363.64	25	188,200	88.15	98	589,763	93.97	1	1,119	0.19
丹 原	4	27,000	-----	18	277,400	464.66	81	539,203	115.35	1	356	0.07
今 治	6	93,000	26.11	54	1,349,390	158.99	231	2,179,202	104.78	4	19,880	0.93
旭 町	3	70,000	80.46	35	806,600	228.53	197	1,934,635	107.21	3	12,564	0.67
波 止 浜	3	210,000	1,510.79	19	682,000	213.66	124	1,483,690	102.65	0	0	0.00
伯 方	3	17,000	94.44	22	284,500	67.82	82	803,571	92.52	0	0	0.00
弓 削	0	0	0.00	5	29,000	32.22	48	204,985	82.89	0	0	0.00
菊 間	0	0	0.00	8	148,100	233.23	27	199,217	129.83	0	0	0.00
吉 海	2	65,000	2,166.67	13	173,000	204.73	42	302,971	92.71	0	0	0.00
新居浜東	3	103,500	143.75	37	603,400	170.16	109	899,056	97.57	1	5,017	0.56
中 萩	1	3,000	2.83	12	245,780	153.61	57	633,911	100.38	0	0	0.00
今 治 東	2	37,000	370.00	19	179,500	267.91	74	363,613	96.59	1	584	0.16
日 高	4	24,000	80.00	26	282,500	161.34	104	645,165	105.63	0	0	0.00
飯 岡	1	2,000	-----	7	56,500	114.60	35	139,569	79.23	3	12,608	8.37
長 浜	2	18,000	-----	10	156,400	162.92	40	370,578	88.89	0	0	0.00
内 子	3	57,000	271.43	23	684,500	421.23	98	1,148,944	147.43	0	0	0.00
大 洲	5	49,300	22.25	34	296,100	53.76	192	1,405,422	90.49	0	0	0.00
八 幡 浜	4	128,000	80.00	43	1,121,600	206.25	157	1,847,539	113.43	0	0	0.00
三 瓶	1	17,000	44.74	10	148,000	92.40	60	407,573	114.31	0	0	0.00
卯 之 町	3	16,630	36.96	26	352,030	105.94	96	696,635	95.21	0	0	0.00
野 村	3	40,000	125.00	12	110,500	38.69	75	544,424	80.73	0	0	0.00
吉 田	0	0	0.00	7	32,000	58.18	51	330,180	83.60	0	0	0.00
宇 和 島	9	357,000	7,140.00	47	1,378,762	286.82	173	2,297,041	110.42	0	0	0.00
近 永	2	24,000	600.00	33	505,500	211.95	102	853,795	108.11	0	0	0.00
しろかわ	0	0	-----	1	5,000	-----	2	10,653	120.62	0	0	0.00
城 辺	3	36,000	144.00	24	205,440	122.43	93	631,044	98.25	0	0	0.00
宇和島南	0	0	-----	9	177,750	142.20	33	268,071	92.56	0	0	0.00
川 之 石	1	14,000	40.00	7	91,000	137.88	18	183,840	132.44	0	0	0.00
岩 松	2	31,000	387.50	9	108,000	248.28	46	170,232	108.46	0	0	0.00
水産市場	1	10,000	222.22	8	234,000	418.08	22	279,375	135.18	0	0	0.00
空 港 通	4	115,000	122.34	44	1,146,064	138.16	173	2,110,329	123.66	4	20,971	1.08
石 井	9	491,000	151.54	58	1,269,300	184.25	254	2,902,521	104.82	0	0	0.00
中 村	0	0	-----	0	0	-----	1	7,261	87.94	0	0	0.00
姫 原	1	10,000	200.00	3	20,100	114.86	18	71,592	101.46	0	0	0.00
松 前	1	10,000	29.41	37	611,000	193.17	117	1,145,284	105.35	2	5,180	0.47
桜 井	0	0	0.00	6	96,500	140.67	48	311,179	101.19	1	4,291	1.45
坂 出	0	0	-----	0	0	-----	1	5,478	79.32	0	0	0.00
丸 亀	0	0	-----	1	40,000	-----	1	39,666	-----	0	0	0.00

※代弁率は直近12ヵ月の平均残高により算出したものです。

令和6年3月分

(単位：千円)

店 舗 名	保 証 承 諾						保 証 債 務 残 高			代 位 弁 済			
	当 月 中		対前年 同月比 (%)	当 月 末		対前年 同月比 (%)	当 月 末		対前年 同月比 (%)	当 月 末		代弁率 (%)	
	件数	金 額		件数	金 額		件数	金 額		件数	金 額		
愛媛	川 内	2	16,000	160.00	13	147,800	95.05	93	642,898	96.34	0	0	0.00
	土 居	3	27,000	900.00	18	246,000	270.33	84	503,078	95.41	0	0	0.00
	味 生	2	20,000	-----	13	192,000	573.13	47	297,061	158.56	0	0	0.00
	松 末	3	60,000	324.32	9	193,500	130.13	82	468,528	102.94	1	292	0.07
	雄 郡	3	32,000	8.94	33	527,400	79.75	142	1,408,703	115.51	0	0	0.00
	見 奈良	0	0	0.00	17	214,000	102.69	85	718,642	107.33	3	8,971	1.25
	湯 築	1	5,000	-----	5	120,000	480.00	20	180,382	136.91	0	0	0.00
	松山駅前	0	0	0.00	12	167,000	242.73	50	334,947	108.72	0	0	0.00
	三津浜東	1	4,300	43.00	6	39,800	265.33	23	104,106	112.55	0	0	0.00
	広 島	0	0	-----	0	0	-----	1	376	-----	0	0	0.00
	金 生	1	2,300	-----	12	110,400	61.68	91	501,386	81.85	1	2,033	0.37
	中之庄	0	0	0.00	5	46,000	32.39	51	468,263	91.81	0	0	0.00
	砥 部	1	10,000	100.00	9	173,000	84.80	60	524,706	101.78	0	0	0.00
	来 住	9	165,500	501.52	54	701,690	230.21	144	1,277,630	112.06	1	210	0.02
	角 野	0	0	-----	0	0	0.00	2	4,688	76.50	0	0	0.00
	ときわ	0	0	-----	1	2,000	-----	3	2,571	17.64	0	0	0.00
	計	250	5,425,730	65.33	1,919	38,268,986	134.74	8,648	84,899,735	106.01	62	283,792	0.35
高知	松 山	0	0	0.00	5	146,400	110.49	39	584,108	86.85	3	36,192	5.16
	今 治	0	0	-----	6	122,000	3,485.71	46	536,027	66.95	0	0	0.00
	宇和島	3	140,000	96.55	22	432,000	127.62	61	649,781	95.30	0	0	0.00
	八幡浜	0	0	0.00	10	140,000	129.03	31	369,511	124.65	0	0	0.00
	新居浜	1	100,000	705.22	16	277,000	834.84	63	657,897	65.17	2	3,611	0.44
	城 辺	0	0	-----	0	0	-----	15	73,098	83.60	0	0	0.00
	宿 毛	0	0	-----	0	0	-----	1	440	69.62	0	0	0.00
	計	4	240,000	87.53	59	1,117,400	181.34	256	2,870,862	80.89	5	39,803	1.21
徳島大正	松 山	6	250,000	625.00	23	585,000	340.12	78	1,253,810	106.01	0	0	0.00
	今 治	1	4,000	14.81	23	341,000	120.88	103	1,031,825	87.11	0	0	0.00
	池 田	0	0	-----	1	25,000	208.33	2	35,400	101.77	0	0	0.00
	計	7	254,000	379.10	47	951,000	204.03	183	2,321,036	96.63	0	0	0.00
香川	松山西	3	69,000	65.71	21	638,000	99.45	87	1,504,873	97.37	0	0	0.00
	松 山	13	463,500	61.19	101	2,568,500	103.10	296	5,816,869	110.82	5	76,880	1.33
	今 治	11	334,000	120.45	69	1,438,000	192.43	224	3,213,083	113.96	1	884	0.03
	宇和島	7	181,000	-----	30	736,162	288.13	77	1,001,077	106.20	0	0	0.00
	岩 松	0	0	-----	1	15,000	60.00	14	107,187	75.09	0	0	0.00
	新居浜	15	706,000	227.01	94	2,729,500	344.17	252	4,416,277	121.92	6	25,728	0.64
	西 条	6	214,500	116.26	28	683,000	94.89	129	1,918,667	94.91	1	9,953	0.48
	大 洲	4	16,000	4.46	28	693,700	108.56	107	1,448,689	112.68	1	5,770	0.40
	八幡浜	1	33,000	-----	11	154,000	1,026.67	36	247,976	84.76	1	2,929	1.07
	川之江	4	128,000	640.00	31	1,228,000	555.66	158	2,310,260	147.60	0	0	0.00
	三 島	1	3,000	-----	19	728,500	267.34	99	1,513,380	131.64	0	0	0.00
	計	65	2,148,000	106.66	433	11,612,362	170.25	1,479	23,498,338	113.87	15	122,144	0.54
愛媛信用	本 店	11	104,500	31.01	75	959,700	139.23	330	2,319,398	119.05	1	411	0.02
	城 東	2	25,000	-----	10	65,500	274.52	62	299,442	88.29	0	0	0.00
	松山本町	1	1,000	7.69	34	572,000	543.73	140	1,199,720	111.18	1	6,373	0.56
	立 花	2	3,300	-----	8	24,500	-----	11	27,837	214.54	0	0	0.00
	道 後	2	12,500	89.29	42	295,600	192.32	107	499,561	125.60	1	2,230	0.47
	東環東本	6	44,300	35.73	65	429,700	168.51	164	943,286	115.37	0	0	0.00
	久 米	7	37,000	71.84	73	758,070	227.46	240	1,398,540	103.46	4	69,045	5.05
	砥 部	3	35,000	27.34	28	223,700	70.68	115	713,074	100.64	0	0	0.00
	潮 見	7	129,000	71.96	51	441,950	149.57	165	945,142	131.73	4	55,095	6.76
	余 戸	6	55,000	44.35	43	433,500	86.82	139	955,749	99.35	0	0	0.00
	中央通	1	10,000	12.12	22	197,230	58.44	103	599,735	114.39	1	11,363	1.80

※代弁率は直近12ヵ月の平均残高により算出したものです。

令和6年3月分

(単位：千円)

店 舗 名	保 証 承 諾						保 証 債 務 残 高			代 位 弁 済		
	当 月 中		対前年 同月比 (%)	当 月 末		対前年 同月比 (%)	当 月 末		対前年 同月比 (%)	当 月 末		代弁率 (%)
	件数	金 額		件数	金 額		件数	金 額		件数	金 額	
愛媛信用 横 河 原	5	46,000	73.84	31	221,680	202.82	98	505,318	129.07	0	0	0.00
石 井	15	203,700	468.28	84	1,243,100	132.60	328	2,589,456	137.12	0	0	0.00
平 井	10	89,000	514.45	43	459,660	472.90	107	620,325	142.48	0	0	0.00
齊 院	5	42,300	26.81	54	464,980	101.99	145	927,080	117.62	0	0	0.00
今 治	9	310,000	139.60	78	1,320,874	169.85	265	2,523,218	106.00	0	0	0.00
常 盤 町	5	82,500	1,473.21	42	404,840	212.05	117	658,397	98.00	0	0	0.00
鳥 生	3	105,500	811.54	17	319,900	88.91	85	891,316	96.96	0	0	0.00
波 止 浜	2	88,000	125.71	22	758,000	119.54	90	1,488,859	129.04	0	0	0.00
今 治 南	3	7,300	27.04	50	491,700	230.95	153	882,883	103.04	0	0	0.00
宮 西	4	29,400	226.15	28	133,600	83.19	87	368,572	106.03	1	1,852	0.53
朝 生 田	0	0	0.00	0	0	0.00	0	0	0.00	0	0	0.00
川 内	2	61,000	68.54	16	175,620	72.60	60	696,766	102.08	0	0	0.00
とべ中央	0	0	0.00	28	189,300	90.16	121	598,368	126.87	1	9,029	1.49
垣 生	3	18,000	55.38	48	516,240	160.97	113	878,742	132.43	1	3,319	0.42
溝 辺	4	29,500	77.02	36	262,945	166.21	98	452,904	108.95	0	0	0.00
雄 郡	5	74,500	116.41	88	1,183,300	313.88	230	1,475,540	150.37	3	3,269	0.25
和 泉	1	5,000	9.47	42	383,020	137.48	151	849,857	99.48	3	30,164	3.53
久 万	1	1,930	74.23	15	68,270	266.68	42	193,507	122.03	0	0	0.00
三 津 浜	3	15,500	44.29	33	262,200	123.04	150	760,701	107.33	0	0	0.00
味 生	0	0	-----	1	7,500	13.04	48	178,721	78.94	1	1,248	0.64
北 条	6	91,000	107.44	37	344,100	156.34	130	577,424	121.98	0	0	0.00
き し	1	6,000	3.37	52	539,790	167.02	172	1,084,736	124.15	0	0	0.00
菊 間	3	12,500	-----	18	146,000	394.59	39	198,983	100.44	1	1,859	0.95
大 西	1	1,300	-----	23	261,300	195.00	53	492,709	98.59	0	0	0.00
港 南	0	0	-----	0	0	0.00	0	0	0.00	0	0	0.00
郡 中	6	82,000	565.52	22	211,700	182.06	112	555,282	98.29	3	6,138	0.94
松 前	2	12,500	-----	33	311,600	620.10	62	387,742	118.16	0	0	0.00
壬 生 川	2	7,000	46.67	24	215,000	59.31	127	902,867	90.68	0	0	0.00
丹 原	2	18,000	109.09	12	69,000	123.35	60	331,225	77.17	0	0	0.00
西 条	0	0	0.00	34	455,800	157.74	159	961,133	112.54	2	8,080	0.88
新 居 浜	7	123,800	169.82	43	481,900	183.02	135	795,616	104.70	2	4,187	0.55
中 菟	1	-4,000	-13.89	43	430,271	153.72	123	708,595	109.96	0	0	0.00
三 島	3	104,500	-----	20	287,000	324.37	77	504,755	108.35	2	1,000	0.21
川 之 江	4	89,000	243.84	27	443,000	228.00	97	579,198	124.30	0	0	0.00
八 幡 浜	1	1,400	3.47	35	343,150	46.73	149	981,714	91.79	0	0	0.00
大 洲	5	10,980	34.88	28	209,280	176.19	96	572,890	104.01	0	0	0.00
野 村	1	37,000	370.00	13	112,300	98.51	35	181,535	115.11	0	0	0.00
計	173	2,258,710	82.81	1,671	18,129,370	147.22	5,690	37,258,415	109.96	32	214,662	0.59
川之江 本 店	0	0	0.00	12	105,000	23.70	71	821,315	88.25	0	0	0.00
上 分	2	20,000	24.69	14	238,000	79.47	73	690,804	98.77	0	0	0.00
三 島	0	0	0.00	5	97,000	56.73	39	351,318	96.93	0	0	0.00
南	4	12,000	8.00	24	374,000	72.76	94	1,114,775	116.83	0	0	0.00
東	0	0	0.00	2	17,000	13.88	29	162,164	78.60	0	0	0.00
西	2	6,000	12.50	12	60,500	30.63	72	498,242	94.99	0	0	0.00
計	8	38,000	7.50	69	891,500	51.01	378	3,638,618	98.94	0	0	0.00
東予信用 本 店	1	2,000	33.33	27	273,290	204.41	97	721,412	106.91	1	1,243	0.18
三 島	2	3,300	66.00	11	77,800	103.73	66	300,521	90.48	0	0	0.00
西 条	3	10,600	168.25	21	156,100	235.09	85	362,829	108.37	0	0	0.00
寒 川	2	5,000	45.45	22	164,500	186.93	109	426,102	103.79	0	0	0.00
泉 川	1	5,500	7.62	21	240,200	167.42	65	424,012	135.23	0	0	0.00
小 松	2	4,500	75.00	20	132,500	311.40	79	294,823	89.20	1	15,439	4.62
川 東	0	0	0.00	22	489,500	447.03	87	927,431	115.08	1	929	0.10
中 菟	1	1,600	5.33	14	96,400	167.59	36	194,277	109.41	0	0	0.00

※代弁率は直近12ヵ月の平均残高により算出したものです。

令和6年3月分

(単位：千円)

店 舗 名	保 証			承 諾			保 証 債 務 残 高			代 位 弁 済		
	当 月 中		対前年 同月比 (%)	当 月 末		対前年 同月比 (%)	当 月 末		対前年 同月比 (%)	当 月 末		代弁率 (%)
	件数	金 額		件数	金 額		件数	金 額		件数	金 額	
東予信用 喜多川	0	0	0.00	3	33,000	412.50	21	69,861	157.53	0	0	0.00
新居浜駅	2	26,000	260.00	18	154,943	237.28	45	326,068	101.10	0	0	0.00
計	14	58,500	35.03	179	1,818,233	230.32	690	4,047,336	108.03	3	17,611	0.44
宇和島 本店	7	15,870	32.72	53	284,370	94.22	228	1,029,310	98.61	2	5,167	0.49
恵美須町	5	200,500	250.63	37	510,360	192.23	170	1,106,683	104.36	0	0	0.00
新 橋	7	28,900	107.84	27	109,200	120.80	100	333,842	99.78	0	0	0.00
吉 田	2	1,370	2.17	12	33,520	23.49	71	328,021	98.01	1	1,215	0.36
南宇和	5	91,000	170.73	23	235,940	105.26	95	544,761	91.97	0	0	0.00
城南	0	0	-----	10	44,900	76.10	32	93,368	118.43	0	0	0.00
来	2	26,300	2,630.00	36	360,949	254.37	98	526,320	130.58	0	0	0.00
泉 町	0	0	-----	5	14,000	32.75	49	122,743	83.04	0	0	0.00
三 間	0	0	0.00	13	79,490	309.84	43	151,987	114.74	0	0	0.00
卯之町	9	28,500	203.57	42	155,800	54.02	123	515,876	104.66	0	0	0.00
計	37	392,440	130.12	258	1,828,529	115.56	1,009	4,752,911	102.86	3	6,382	0.13
観音寺 四国中央	5	70,000	76.50	23	450,354	95.92	152	1,504,640	85.02	5	162,412	9.61
本店	0	0	-----	0	0	-----	0	0	0.00	0	0	0.00
計	5	70,000	76.50	23	450,354	95.92	152	1,504,640	83.14	5	162,412	9.57
商工中金 松山	0	0	-----	1	9,600	-----	10	109,990	82.08	1	4,873	4.12
計	0	0	-----	1	9,600	-----	10	109,990	82.08	1	4,873	4.12
県信連 本所	0	0	-----	0	0	-----	0	0	0.00	0	0	0.00
計	0	0	-----	0	0	-----	0	0	0.00	0	0	0.00
えひめ南 本所	0	0	-----	0	0	-----	1	1,388	27.89	0	0	0.00
えひめ南 津島	1	5,000	-----	1	5,000	-----	0	0	-----	0	0	0.00
えひめ南 三間町	0	0	-----	0	0	-----	1	1,454	-----	0	0	0.00
西宇和 本店	0	0	-----	0	0	-----	0	0	0.00	0	0	0.00
西宇和 八幡浜	0	0	-----	0	0	-----	2	958	-----	0	0	0.00
越智今治 富田	0	0	-----	0	0	-----	1	1,505	-----	0	0	0.00
越智今治 本店	0	0	-----	0	0	0.00	0	0	0.00	0	0	0.00
越智今治 日吉	0	0	-----	0	0	-----	2	7,144	-----	0	0	0.00
越智今治 波止浜	0	0	-----	0	0	-----	1	1,470	-----	0	0	0.00
越智今治 波方町	1	4,000	-----	1	4,000	-----	1	4,000	-----	0	0	0.00
うま 本店	0	0	-----	1	14,000	-----	2	17,166	537.11	0	0	0.00
えひめ中央 本所	1	3,500	-----	3	10,000	90.91	5	14,505	142.37	0	0	0.00
愛媛たいき 本所	0	0	-----	0	0	0.00	0	0	0.00	0	0	0.00
愛媛たいき オズメッセ	0	0	-----	0	0	-----	1	17,144	-----	0	0	0.00
愛媛たいき 喜多	0	0	-----	0	0	-----	1	312	-----	0	0	0.00
計	3	12,500	-----	6	33,000	73.17	18	67,046	123.28	0	0	0.00
朝銀西 愛媛	1	24,000	-----	1	24,000	-----	2	30,769	420.57	0	0	0.00
計	1	24,000	-----	1	24,000	-----	2	30,769	420.57	0	0	0.00
総合計	953	22,173,190	59.26	7,327	145,588,575	128.99	29,851	340,115,263	105.04	206	1,802,890	0.54

※代弁率は直近12ヵ月の平均残高により算出したものです。

1. 一般保証（※別枠保証併用制度も含む）

① 一般・提携及び統一制度

（令和6年4月1日現在）

制 度 名		対 象	資 金 使 途	保証限度額（万円） （ ）は普通・無担保保険以外の合計限度額	保証期間	担保及び保証人の徴求 上段：担保 下段：連帯保証人
一 般 保 証	1 普通保証	中小企業者	運転	個人・会社 ・特定非営利活動法人 28,000	15年以内 (特別20年以内)	必要に応じ徴求
			設備	組 合 48,000	15年以内 (特別20年以内)	必要となる場合がある
	2 特別小口保証	小規模企業者	運転	個人・会社・組合 ・特定非営利活動法人 2,000	5年以内	徴求しない
			設備		7年以内	徴求しない
	3 小口保証	小企業者	運転 設備	個人・会社・組合 ・特定非営利活動法人 50	3年以内	原則として徴求しない 必要となる場合がある
	4 風俗営業飲食業保証	中小企業者	運転 設備	個人・会社 2,000 ※協調融資先である日本政策金融公庫の 貸付金額以内	7年以内	必要に応じ徴求 必要となる場合がある
5 手形（でんさい）割引根保証	中小企業者	運転	個人・会社 28,000 ・特定非営利活動法人 組 合 48,000	2年以内	必要に応じ徴求 必要となる場合がある	
6 手形貸付根保証	中小企業者	運転	個人・会社・組合 ・特定非営利活動法人 5,000	1年以内	原則として徴求 必要となる場合がある	
提 携 保 証	7 中小企業金融円滑化保証 （スムーズ8000）	県内に住所を有し、保証対象業種に属する事業を営む中小企業者であり、金融機関の企業評価「自己査定」において原則「正常先」の先	運転	個人・会社・組合 8,000	10年以内 (但し、一括返済は1年以内。)	徴求しない 必要となる場合がある (申込人が希望し、協会における保証料率区分が第7区分から第9区分の場合に限り不要)
	8 小口連携保証 （トライアングル1000）	県内に住所を有し、保証対象業種に属する事業を営む会社・個人（確定申告先）で商工団体が推薦する先であり、所定の資格要件を満たす先	運転	運転については月商の2ヶ月が上限500 ※所定の資格要件を満たす先については1,000	5年以内	徴求しない
			設備		7年以内	必要となる場合がある
	9 優良ランク保証 （パリュール5000）	県内に本店を有し、経営内容が良好であり、かつ今後も経営の向上が見込まれる会社及び医療法人で、所定の資格要件を満たす先	運転	会社 (医療法人を含む) 5,000	15年以内	徴求しない 必要となる場合がある
	10 優良ランク保証Ⅱ （グッド3000）	県内に本店を有し、小規模であるが財務内容が健全な会社及び医療法人で、所定の資格要件を満たす先	運転	会社 (医療法人を含む) 3,000	15年以内	徴求しない 必要となる場合がある
	11 優良ランク保証Ⅲ （ファイブ1000）	県内に事業所を有し、財務内容が健全な個人事業者で、所定の資格要件を満たす先	運転	個人 1,000	15年以内	徴求しない 原則として徴求しない
	12 地域産業応援保証 （すごサポ）	愛媛県が作成するデータベース（「スゴ技」「すご味」「すごモノ」「スゴVen.」に掲載されている中小企業者	運転	個人・会社・組合 ・特定非営利活動法人 1,000 ※但し、月商の2ヶ月が上限	10年以内 (但し、一括返済は1年以内。)	必要に応じ徴求 必要となる場合がある
13 事業成長支援保証 （まるサポ2000）	中小企業者	運転	個人・会社・組合 ・特定非営利活動法人 2,000 ※但し、既保証残高を含む	10年以内 (但し、一括返済は1年以内。)	必要に応じ徴求	
		設備		15年以内 (但し、一括返済は1年以内。)	必要となる場合がある	

制度名		対象	資金用途	保証限度額 (万円) ()は普通・無担保保険以外の合計限度額	保証期間	担保及び保証人の徴求 上段:担保 下段:連帯保証人
提携保証	14	ぐるり瀬戸内活性化保証 (せとうち保証)	せとうちDMOが運営するメンバーシップ制度の会員であり、一般社団法人せとうち観光推進機構による推薦を受けている中小企業者	運転設備 個人・会社・組合 ・特定非営利活動法人 5,000	10年以内	必要に応じ徴求 必要となる場合がある
	15	※A 創業フォローアップ保証 (セカンド)	「愛媛県中小企業振興資金融資制度保証要綱に規定する新事業創出支援資金」を利用している(過去に利用した)先で、創業後5年未満の個人又は会社	運転設備 個人・会社 3,500 (但し、創業関連保証・再挑戦支援保証を合算して3,500が限度)	10年以内 (但し、愛媛県制度を併用する場合は運転資金7年以内)	徴求しない 必要となる場合がある
	16	税理士会連携保証 (ショートサポート3000)	中小企業者	運転 個人・会社・組合 ・特定非営利活動法人 3,000 ※但し、月商の2ヶ月が上限	1年以内	原則徴求しない 必要となる場合がある
	17	税理士会連携保証 (ロングサポート3000)	中小企業者	運転設備 個人・会社・組合 ・特定非営利活動法人 3,000 ※但し、運転資金は月商の2ヶ月が上限	15年以内 (但し、一括返済は1年以内)	原則徴求しない 必要となる場合がある
	18	超長期借換保証 (スーパーランディング20)	中小企業者	運転 個人・会社・組合 ・特定非営利活動法人 20,000	20年以内	原則徴求しない 必要となる場合がある
	19	財務体質強靱化保証 (ホールド5000)	中小企業者	運転 個人(青色申告) ・会社・組合 ・特定非営利活動法人 5,000	3年以内	原則徴求しない 必要となる場合がある
全国統一保証	20	事業者カードローン 当座貸越根保証	中小企業者	運転設備 個人・会社 ・特定非営利活動法人 2,000 ※組合は企業組合・協業組合に限る	1年間もしくは 2年間 (更新可)	原則として徴求しない 必要となる場合がある
	21	当座貸越(貸付専用型)根保証	中小企業者	運転設備 個人・会社 ・特定非営利活動法人 28,000 ※組合は企業組合・協業組合に限る	1年間もしくは 2年間 (更新可)	原則として徴求 (但し、5,000万円以内 の場合は不要) 必要となる場合がある
	22	長期経営資金保証	中小企業者	運転 個人・会社 20,000 設備	3年以上10年以内 3年以上20年以内	原則として徴求 必要となる場合がある
	23	予約保証	中小企業者 (但し、対象外要件あり)	運転設備 (※旧債 決済資金は 対象外) 個人・会社 2,000 ※但し、小口零細企業保証制度を利用する場合は、合計で500までとする	5年以内 (但し、小口零細企業保証制度を利用する場合は7年以内〔運転資金については5年以内とする〕) ※信用保証書の有効期間は365日	必要に応じ徴求 必要となる場合がある
保証	24	小口零細企業保証	小規模企業者 ※但し、中小企業信用保険法第2条第3項第7号は除く	運転 個人・会社 2,000 設備 組合 48,000	5年以内 10年以内	原則不要 必要となる場合がある
	25	条件変更改善型借換保証	保証申込時、協会の保証付き借入金の残高があり、その全部又は一部について返済条件の緩和を行っているもので、金融機関及び認定経営革新等支援機関の支援を受けつつ、自ら事業計画の策定並びに計画の実行及び進捗の報告を行う中小企業者	運転 個人・会社 ・特定非営利活動法人 28,000 設備 組合 48,000 借換	15年以内	必要に応じ徴求
	26	財務要件型無保証人保証	下記のいずれかの条件を満たす中小企業者 (1) 総資産額5千万円以上3億円未満かつ(自己資本比率20%以上又は純資産倍率2.0倍以上)かつ(使用総資本事業利益率10%以上又はインタレスト・カバレッジ・レシオ2.0倍以上) (2) 総資産額3億円以上5億円未満かつ(自己資本比率20%以上又は純資産倍率1.5倍以上)かつ(使用総資本事業利益率10%以上又はインタレスト・カバレッジ・レシオ1.5倍以上) (3) 総資産額5億円以上かつ(自己資本比率15%以上又は純資産倍率1.5倍以上)かつ(使用総資本事業利益率5%以上又はインタレスト・カバレッジ・レシオ1.0倍以上)	運転 会社 ・特定非営利活動法人 28,000 設備 組合 48,000	一括返済の場合 2年以内 分割返済の場合 運転:7年以内 設備:10年以内	必要に応じ徴求 徴求しない

制 度 名		対 象	資 金 使 途	保証限度額 (万円) () は普通・無担保保険以外の合計限度額	保証期間	担保及び保証人の徴求 上段：担保 下段：連帯保証人
全 国 統 一 保 証	27	事業承継サポート保証	事業承継計画に基づき、事業会社の株式を集約化するための資金供給を必要としている持株会社で、保証制度要綱に規定する資格要件を満たす先	事業承継計画の実施に必要な資金 持株会社 28,000	15年以内	必要に応じ徴求 必要となる場合がある
	28	自主廃業支援保証	現在事業を行っている中小企業者であって、以下の要件を全て満たす先 (1) 事業譲渡や経営者交代等による事業継続が見込めず、自ら廃業を選択するもの。 (2) 直近決算が実質的に債務超過でなく、完済が求められる債務について事業清算により完済が見込めること。 (3) バンクミーティング等により合意に至った廃業計画書に従って計画の実行及び進捗の報告を行うもの。	廃業計画の実施に必要な資金 個人・会社・組合・特定非営利活動法人 3,000	1年以内 かつ、終期は解散予定日より前	必要に応じ徴求 必要となる場合がある
	29	事業承継特別保証	次の(1)又は(2)に該当し、かつ(3)に該当する中小企業者 (1) 3年以内に事業承継を予定する法人 (2) 2020年1月1日から2025年3月31日までに事業承継を実施した法人であって、事業承継日から3年を経過していないもの (3) 次の①～④までに定める全ての要件を満たすこと ①資産超過であること ②EBITDA有利子負債倍率が15倍以内であること ③法人・個人の分離がなされていること ④返済緩和している借入金がないこと	運転設備 会社・特定非営利活動法人 28,000 組 合 48,000	一括返済の場合 1年以内 分割返済の場合 10年以内	必要に応じ徴求 徴 求 し な い
	30	伴走支援型特別保証	経営行動に係る計画を策定し、以下のいずれかの要件を満たす中小企業者。 ①特定中小企業者(4号) ②特定中小企業者(5号) ③一般(売上高減少要件、売上高総利益率減少要件、売上高営業利益率減少要件に該当するもの) ④災害救助法が適用された地域内に事業所を有し、かつ、激甚災害を受けた事業者	運転設備 個人・会社・組合・特定非営利活動法人 10,000	10年以内	必要に応じ徴求 必要となる場合がある
	31	事業者選択型経営者保証 非提供促進特別保証	次の(1)から(5)までのいずれにも該当する法人。 (1) 過去2年間において、決算書等を申込金融機関の求めに応じて提出していること。 (2) 代表者(代表者に準ずる者を含む)への貸付金等がなく、役員報酬等が社会通念上適切な範囲を超えていないこと。 (3) 次の両方又はいずれかを満たすこと。 ①直前の決算において債務超過でないこと。 ②直前の決算において二期連続で減価償却前経常利益が赤字でないこと。 (4) 次の①及び②について継続的に充足することを誓約する書面を提出していること。 ①申込日以降においても、決算書等を申込金融機関の求めに応じて提出すること。 ②申込日を含む事業年度以降の決算において、代表者(代表者に準ずる者を含む)への貸付金等がなく、役員報酬等が社会通念上適切な範囲を超えていないこと。 (5) 保証料率の引上げにより経営者保証を提供しないことを希望していること。	事業資金 会社・組合・特定非営利活動法人 8,000 SN4号、5号の認定者 8,000	10年以内	徴 求 し な い 徴 求 し な い
	32	プロパー融資借換特別保証	申込金融機関から経営者保証を提供したプロパー融資を受けており、次の(1)から(4)までに定める全ての要件を満たす法人。 (1) 資産超過であること (2) EBITDA有利子負債倍率が15倍以内であること (3) 法人・個人の分離がなされていること (4) 返済緩和している借入金がないこと	事業資金であって経営者保証を提供している申込金融機関の既借プロパー融資の返済資金 会社・特定非営利活動法人 28,000 組 合 48,000	10年以内 (但し、一括返済は1年以内。)	必要に応じ徴求 徴 求 し な い

② 県制度（愛媛県中小企業振興資金融資制度保証における資金の種類）

制度名		対象	資金用途	保証限度額（万円） （ ）は普通・無担保保険以外の合計限度額	保証期間	担保及び保証人の徴求 上段：担保 下段：連帯保証人	
経営安定資金	33	一般資金	中小企業者	個人・会社・組合 ・特定非営利活動法人 5,000 ※組合融資の場合は、1組合員あたり1 中小企業者の限度額	7年以内 10年以内	必要に応じ徴求 必要となる場合がある	
	34	建設産業短期資金	建設業又は土木建築サービス業 に属する事業を営む中小企業者 及び特定中小企業者（※1）	個人・会社・組合 ・特定非営利活動法人 2,000 ※但し、工事代金など返済財源を特定し たものに限る	1年以内	必要に応じ徴求 必要となる場合がある	
	35	小口資金	小規模企業者 (但し、特別小口保険を利用する者にあっ ては、小規模企業者であって、原則とし て引き続き6ヶ月以上商工会議所等の指 導を受けている者)	個人・会社・組合 ・特定非営利活動法人 2,000	7年以内 (但し、特別小口保険利用の 場合は5年以内) 10年以内 (但し、特別小口保険利用の 場合は7年以内)	必要に応じ徴求 (特別小口保険利用の場 合は徴求しない) 必要となる場合がある (特別小口保険利用の場 合は徴求しない)	
	36	短期資金	中小企業者	知事がその都度定める ※組合融資の場合は、1組合員あたり1 中小企業者の限度額	1年以内	必要に応じ徴求 必要となる場合がある	
37	小口零細企業資金	小規模企業者 ※但し、中小企業信用保険法 第2条第3項第7号は除く	運転	個人・会社・組合 2,000 ※但し、既存の保証協会の保証付融資残高 [根保証においては融資極度額]との合計で 2,000の範囲内となる新規の保証に限る	5年以内 10年以内	原則不要 必要となる場合がある	
			設備				
38	経営指導特例	小規模企業者 ※但し、中小企業信用保険法 第2条第3項第7号は除く (但し、原則として引き続き6ヶ月以上 商工会議所等の指導を受けている者)	運転	個人・会社・組合 2,000 ※但し、既存の保証協会の保証付融資残高 [根保証においては融資極度額]との合計で 2,000の範囲内となる新規の保証に限る	5年以内 10年以内	原則不要 必要となる場合がある	
39	チャレンジ企業支援資金	認定中小企業者 又は 承認中小企業者等 又は 海外投資関係保証を 利用する中小企業者等	運転	個人・会社・組合 ・特定非営利活動法人 5,000	7年以内 (一部5年以内)	必要に応じ徴求	
			設備	個人・会社・組合 ・特定非営利活動法人 10,000	10年以内 (一部7年以内)	必要となる場合がある	
新事業創出支援資金	40	創業関連資金	創業等を行うとする個人及び会社並 びに創業等を行った個人及び会社で事 業を開始(会社を設立)した日以後5 年を経過していない中小企業者	運転	個人・会社 3,500 ※但し、創業関連保証・再挑戦支援保証・ スタートアップ創出促進資金を合算して 3,500が限度	7年以内 10年以内	徴求しない 必要となる場合がある
			設備				
	41	スタートアップ創出促進保証	創業等を行うとする会社並びに創業 等を行った会社で事業を開始(会社を 設立)した日以後5年を経過してい ない中小企業者	運転	会社 3,500 ※但し、創業関連資金・再挑戦支援保証・ スタートアップ創出促進資金を合算して 3,500が限度	7年以内 10年以内	徴求しない 徴求しない
				設備			
42	再挑戦支援資金	過去に経営状況の悪化により事業を廃 業もしくは会社を解散した経験を有す る者で、当該事業廃止の日もしくは会 社を解散した日から5年を経過する前 に保証の委託を申し込みした者	運転	個人・会社 3,500 ※但し、創業関連保証・再挑戦支援保証・ スタートアップ創出促進資金を合算して 3,500が限度	7年以内 10年以内	徴求しない 必要となる場合がある	
			設備				
43	事業承継資金	県内で 新たに事業承継する 中小企業者	運転	個人・会社・組合 5,000	7年以内	必要に応じ徴求	
			設備	個人・会社・組合 10,000	10年以内	必要となる場合がある	
			運転 借換	個人・会社・組合 5,000	7年以内	必要に応じ徴求	
44	事業承継特別資金	県内で新たに事業承継する 中小企業者であって 全国統一制度の 事業承継特別保証を利用して 事業承継を図る者	設備	個人・会社・組合 10,000	10年以内	徴求しない	
45	緊急経済対策特別支援資金	通常枠	特定中小企業者(※1) 又は 特例中小企業者(※2) 又は 中小企業者	個人・会社 ・特定非営利活動法人 5,000 組 合 10,000 ※組合融資の場合は、1組合員あたり1 中小企業者の限度額	7年以内	必要に応じ徴求 必要となる場合がある	
				個人・会社 ・特定非営利活動法人 8,000 組 合 16,000 ※組合融資の場合は、1組合員あたり1 中小企業者の限度額	10年以内	必要に応じ徴求 必要となる場合がある	
			全国統一制度の伴走支援型 特別保証を利用して 経営改善を図る者	個人・会社・組合 ・特定非営利活動法人 10,000	10年以内	必要に応じ徴求 必要となる場合がある	
46	伴走支援枠	全国統一制度の伴走支援型 特別保証を利用して 経営改善を図る者	運転 設備	個人・会社・組合 ・特定非営利活動法人 10,000	10年以内	必要に応じ徴求 必要となる場合がある	

制度名		対象	資金用途	保証限度額 (万円) ()は普通・無担保保険以外の合計限度額	保証期間	担保及び保証人の徴求 上段:担保 下段:連帯保証人	
47	雇用促進支援資金	認定中小企業者	運転	個人・会社 ・特定非営利活動法人 組 合 5,000 10,000	7年以内	必要に応じ徴求	
			設備	※組合融資の場合は、1組合員あたり1 中小企業者の限度額	10年以内 (チャレンジ企業支援資金 保証対象者12年以内)	必要となる場合がある	
48	災害関連対策資金	災害等の発生の都度知事が定める					

③ 市町制度

制度名		対象	資金用途	保証限度額 (万円) ()は普通・無担保保険以外の合計限度額	保証期間	担保及び保証人の徴求 上段:担保 下段:連帯保証人
49	中小企業振興資金融資制度保証	中小企業者	運転 設備	各市町の融資条件による 上限 500	各市町の 融資条件による (最長 5 年)	必要に応じ徴求 必要となる場合がある
50	中小企業緊急経営資金融資制度保証 (現在、八幡浜市・今治市・新居浜市・ 西予市・四国中央市のみ取扱)	中小企業者	運転	各市町の融資条件による 上限 1,000 ※但し、中小企業振興資金融資制度保証 と合算して、1,000とする なお、同保証との併用は不可	各市町の 融資条件による (最長 6 年)	必要に応じ徴求 必要となる場合がある
51	中小企業経営安定化資金融資制度保証 (現在、松山市・今治市・西条市・四国 中央市のみ取扱)	特定中小企業者(※1)	運転	各市町の融資条件による 上限 1,000 ※但し、中小企業振興資金融資制度保証 及び中小企業緊急経営資金融資制度保証 と合算して、1,000とする	各市町の 融資条件による (最長 7 年)	必要に応じ徴求 必要となる場合がある
52	中小企業季節資金融資制度保証 (松山市・新居浜市のみ取扱)	中小企業者	運転	各市町の融資条件による 上限 300	各市町の 融資条件による (最長 5 ヶ月)	必要に応じ徴求 必要となる場合がある
53	中小企業設備近代化資金融資制度保証 (松山市・今治市のみ取扱)	中小企業者	設備	各市町の融資条件による 上限 1,000	各市町の 融資条件による (最長 7 年)	必要に応じ徴求 必要となる場合がある
54	小企業特別小口資金融資制度保証 (現在、取扱市町なし)	小規模企業者	運転 設備	上限 200	5年以内	徴求しない 徴求しない

2. 別枠保証

制度名		対象	資金用途	保証限度額 (万円) ()は普通・無担保保険以外の合計限度額	保証期間	担保及び保証人の徴求 上段:担保 下段:連帯保証人
55	公害防止保証	中小企業者	設備	個人・会社 ・特定非営利活動法人 組 合 5,000 10,000	15年以内 (特別 20年以内)	必要に応じ徴求 必要となる場合がある
56	エネルギー対策保証	中小企業者	設備	個人・会社 ・特定非営利活動法人 組 合 20,000 40,000	15年以内 (特別 20年以内)	必要に応じ徴求 必要となる場合がある
57	海外投資関係保証	中小企業者	運転	個人・会社 ・特定非営利活動法人 20,000	10年以内	必要に応じ徴求
			設備	組 合 40,000	15年以内 (特別 20年以内)	必要となる場合がある
58	新事業開拓保証	認定中小企業者	運転	個人・会社 ・特定非営利活動法人 20,000	10年以内	必要に応じ徴求
			設備	組 合 40,000	15年以内 (特別 20年以内)	必要となる場合がある
59	経営安定関連保証 (セーフティネット保証)	中小企業信用保険法第2条第5項 第1号～8号の認定を受けた特定 中小企業者	運転	個人・会社 ・特定非営利活動法人 組 合 28,000 48,000 (6号認定者)	10年以内	必要に応じ徴求
			設備	個人・会社 ・特定非営利活動法人 組 合 38,000 48,000	15年以内 (特別 20年以内)	必要となる場合がある
60	東日本大震災復興緊急保証	東日本大震災により直接的に被害を 受けた中小企業者	運転 設備	個人・会社 ・特定非営利活動法人 組 合 28,000 48,000	10年以内	必要に応じ徴求 必要となる場合がある

制度名		対象	資金用途	保証限度額 (万円) ()は普通・無担保保険以外の合計限度額	保証期間	担保及び保証人の徴求 上段：担保 下段：連帯保証人	
61	危機関連保証	中小企業信用保険法第2条第6項の認定を受けた特例中小企業者	運転 設備	個人・会社 ・特定非営利活動法人 組 合 28,000 48,000	10年以内	必要に応じ徴求 必要となる場合がある	
62	創業関連保証	創業等を行うとする個人及び会社並びに創業等を行った個人及び会社で事業を開始(会社を設立)した日以後5年を経過していない中小企業者	運転 設備	個人・会社 3,500 ※但し、創業関連保証・再挑戦支援保証・スタートアップ創出促進保証を合算して3,500が限度	10年以内	徴求しない 必要となる場合がある	
63	スタートアップ創出促進保証	創業等を行うとする会社並びに創業等を行った会社で事業を開始(会社を設立)した日以後5年を経過していない中小企業者	運転 設備	会 社 3,500 ※但し、創業関連保証・再挑戦支援保証・スタートアップ創出促進保証を合算して3,500が限度	10年以内	徴求しない 徴求しない	
64	再挑戦支援保証	過去に経営状況の悪化により事業を廃業もしくは会社を解散した経験の有する者で、当該事業廃止の日もしくは会社を解散した日から5年を経過する前に保証の委託を申し込みした者	運転 設備	個人・会社 3,500 ※但し、創業関連保証・再挑戦支援保証・スタートアップ創出促進保証を合算して3,500が限度	10年以内	徴求しない 必要となる場合がある	
中堅企業破綻金融機関等関連特別保証	65	※B 破綻金融機関等 関連特別保証	認定中堅業者	運転 設備	会 社 50,000 ※協調融資総額の8割を限度とする	5年以内 7年以内	徴求しない (但し、10,000万円超の保証の際は必要) 必要となる場合がある
	66	※C 破綻金融機関等 関連特別無担保保証	認定中堅業者	運転 設備	会 社 10,000 ※協調融資総額の8割を限度とする	5年以内 7年以内	徴求しない 必要となる場合がある
67	災害関係保証	被災中小企業者	運転 設備	個人・会社 ・特定非営利活動法人 組 合 28,000 48,000	10年以内 15年以内 (特別20年以内)	必要に応じ徴求 必要となる場合がある	
68	労働力確保関連保証	認定中小企業者	運転 設備	個人・会社 28,000 特定組合 48,000	10年以内 15年以内	必要に応じ徴求 必要となる場合がある	
69	中小小売商業関連保証	認定中小企業者	設備	個人・会社 28,000 特定組合 48,000	15年以内	必要に応じ徴求 必要となる場合がある	
70	商店街整備等支援関連保証	認定一般社団法人 及び 一般財団法人	設備	一般社団法人及び 一般財団法人 28,000	15年以内	必要に応じ徴求 必要となる場合がある	
71	伝統的工芸品支援関連保証	認定一般社団法人 及び 一般財団法人	運転 設備	一般社団法人及び 一般財団法人 28,000	10年以内 15年以内 (特別20年以内)	必要に応じ徴求 必要となる場合がある	
72	地域伝統芸能等関連保証	認定中小企業者	運転 設備	個人・会社 ・特定非営利活動法人 組 合 28,000 48,000	10年以内 15年以内 (特別20年以内)	必要に応じ徴求 必要となる場合がある	
73	流通業務総合効率化関連保証	認定中小企業者	運転 設備	個人・会社 組 合 28,000 48,000	10年以内 15年以内 (特別20年以内)	必要に応じ徴求 必要となる場合がある	
74	小規模事業者支援関連保証	認定一般社団法人 及び 一般財団法人 又は 特定非営利活動法人	運転 設備	一般社団法人及び 一般財団法人 特定非営利活動法人 28,000	10年以内 15年以内 (特別20年以内)	必要に応じ徴求 必要となる場合がある	
75	特定中小企業再生支援関連保証	認定支援機関	運転 設備	商工会・都道府県商工会 連合会・商工会議所等 28,000	10年以内 15年以内 (特別20年以内)	必要に応じ徴求 必要となる場合がある	
76	中心市街地商業等活性化関連保証	認定中小企業者、 特定中小企業者又は 認定一般社団法人及び 一般財団法人	運転 設備	個人・会社 28,000 ※特定会社・一般社団法人及び一般財団法人を含む 組 合 48,000	10年以内 15年以内 (特別20年以内)	必要に応じ徴求 必要となる場合がある	
77	中心市街地商業等活性化支援関連保証	特定中小企業者 又は認定一般社団法人 及び一般財団法人	運転 設備	個人・会社 56,000 ※特定会社・一般社団法人及び一般財団法人を含む	10年以内 15年以内 (特別20年以内)	必要に応じ徴求 必要となる場合がある	

制度名		対象	資金用途	保証限度額 (万円) ()は普通・無担保保険以外の合計限度額		保証期間	担保及び保証人の徴求 上段:担保 下段:連帯保証人
78	※D 特定新技術事業活動関連保証	中小企業者	運転	個人・会社	30,000	5年以内	必要に応じ徴求
			設備	組合	60,000	7年以内	必要となる場合がある
79	※E 経営革新関連保証	承認特定事業者	運転	個人・会社	28,000 (60,000)	5年以内	必要に応じ徴求
			設備	組合	48,000 (120,000)	7年以内	必要となる場合がある
80	※F 周辺地域整備関連保証	認定中小企業者	運転	個人・会社 ・特定非営利活動法人	28,000 (30,000)	10年以内	必要に応じ徴求
			設備	組合	48,000 (60,000)	15年以内 (特別20年以内)	必要となる場合がある
81	※G 中小企業特定社債保証	下記のいずれかの条件を満たす中小企業者(株式会社・特約有限会社・合名会社・合資会社・合同会社) (1)総資産額5千万円以上3億円未満かつ(自己資本比率20%以上又は純資産倍率2.0倍以上)かつ(使用総資本事業利益率10%以上又はインタレスト・カバレッジ・レシオ2.0倍以上) (2)総資産額3億円以上5億円未満かつ(自己資本比率20%以上又は純資産倍率1.5倍以上)かつ(使用総資本事業利益率10%以上又はインタレスト・カバレッジ・レシオ1.5倍以上) (3)総資産額5億円以上かつ(自己資本比率15%以上又は純資産倍率1.5倍以上)かつ(使用総資本事業利益率5%以上又はインタレスト・カバレッジ・レシオ1.0倍以上)	運転 設備	会社	45,000	2年以上 7年以内 (年単位)	徴求しない (但し、20,000万円超の保証の際は必要) 徴求しない
82	※H 流動資産担保融資保証 (ABL保証)	流動資産(売掛債権・棚卸資産)を担保として借り入れを行う中小企業者	運転 設備	個人・会社・組合 ・特定非営利活動法人	20,000	根保証:1年間 (更新可) 個別保証:1年以内	売掛債権・棚卸資産に限り徴求する (但し、棚卸資産は法人のみが対象) 徴求しない
83	※I 下請振興関連保証	振興事業を実施する 中小企業者	運転	個人・会社	48,000	5年以内	8,000万円超の保証の際は担保徴求する 流動性担保保証を利用する場合は、売掛債権に限り徴求する。
			設備	組合	68,000	7年以内	必要となる場合がある (流動資産担保保証を利用する場合は、徴求しない)
84	※J 事業再生保証 (DIP保証)	民事再生手続き又は会社更生手続きを申し立てた中小企業者であって、再生/更生計画認可後3年を経過していない者	運転 設備	個人・会社・組合 ・特定非営利活動法人	20,000	10年以内	必要に応じ徴求 必要となる場合がある
85	※J 事業再生円滑化関連保証 (プレDIP保証)	特定認証紛争解決事業者(特定ADR)、中小企業基盤整備機構又は中小企業再生支援協議会が関与する私的整理手続中の中小企業者	運転 設備	個人・会社	28,000	3年以内	必要に応じ徴求 必要となる場合がある
			(経済産業省令で定められているものに限る)	組合	48,000		
86	※K 特定信用状関連保証 (LC保証)	スタンドバイ信用状による海外現地資金調達を行う中小企業者	事業の振興に必要な資金	個人・会社・組合	20,000	1年以内	必要に応じ徴求 必要となる場合がある
87	※L 農商工等連携事業関連保証	認定を受けた農商工等連携事業計画に従って農商工等連携事業を行う中小企業者	運転	個人・会社	28,000 (100,000)	5年以内	必要に応じ徴求 (8,000万円超は原則担保徴求する)
			設備	組合	48,000 (140,000)	7年以内	必要となる場合がある (流動資産担保保証を利用する場合は、徴求しない)
88	農商工等連携支援関連保証	認定を受けた農商工等連携支援事業計画に従って農商工等連携支援事業を行う認定一般社団法人及び一般財団法人又は特定非営利活動法人	運転	一般社団法人 及び一般財団法人、 特定非営利活動法人	28,000	5年以内	必要に応じ徴求 (8,000万円超は原則担保徴求する)
			設備			7年以内	必要となる場合がある
89	経営承継関連保証	認定中小企業者 (※組合、士法人は対象外)	運転	個人・会社	28,000	10年以内	必要に応じ徴求
			設備			15年以内	必要となる場合がある
90	特定経営承継関連保証	認定中小企業者の代表者	運転	認定中小企業者の代表者個人	28,000	10年以内	必要に応じ徴求
			設備			15年以内	必要となる場合がある
91	※M 一括支払契約保証	中小企業者	運転	個人・会社 ・特定非営利活動法人	100,000	1年以内 (更新可)	必要に応じ徴求 必要となる場合がある

制度名		対象	資金 使途	保証限度額 (万円) () は普通・無担保保険以外の合計限度額		保証期間	担保及び保証人の徴求 上段：担保 下段：連帯保証人
92	商店街活性化事業関連保証	認定を受けた商店街活性化事業計画に従って商店街活性化事業を実施する商店街振興組合等(組合員、所属員を含む)	運転	個人・会社	28,000	5年以内	必要に応じ徴求 (8,000万円超は原則担保 徴求する)
			設備	組 合	48,000	7年以内	必要となる場合がある
93	商店街活性化支援関連保証	認定を受けた商店街活性化支援事業計画に従って商店街活性化支援事業を実施する認定商店街活性化支援事業者	運転	一般社団法人 及び一般財団法人、 特定非営利活動法人	28,000	5年以内	必要に応じ徴求 (8,000万円超は原則担保 徴求する)
			設備			7年以内	必要となる場合がある
94	経営革新等支援関連保証	認定を受けて経営革新等支援業務を実施する一般社団法人及び一般財団法人又は特定非営利活動法人	運転	一般社団法人 及び一般財団法人、 特定非営利活動法人	28,000	5年以内	必要に応じ徴求 (8,000万円超は原則担保 徴求する)
			設備			7年以内	必要となる場合がある
95	情報提供支援関連保証	認定を受けた認定情報提供機関のうち、情報提供業務を実施する一般社団法人又は一般財団法人	運転	一般社団法人 及び一般財団法人	28,000	5年以内	必要に応じ徴求
			設備			7年以内	必要となる場合がある
96	※N 特定下請連携事業関連保証	認定を受けた特定下請連携事業計画に従って、特定下請連携事業を行う特定下請事業者	運転	個人・会社	28,000 (40,000)	5年以内	必要に応じ徴求
			設備	組 合	48,000 (60,000)	7年以内	必要となる場合がある
97	事業再生計画実施関連保証 (経営改善サポート保証)	再生支援協議会等の中小企業支援機関の指導又は助言を受けて作成した再生計画等に従って事業再生を実行中の中小企業者	運転	個人・会社	28,000	15年以内	必要に応じ徴求
			設備	組 合	48,000 (事業再生計画の実施に必要な資金)		必要となる場合がある
98	事業再生計画実施関連保証 (感染症対応型)	再生支援協議会等の中小企業支援機関の指導又は助言を受けて作成した再生計画等に従って事業再生を実行中の中小企業者	運転	個人・会社	28,000	15年以内	必要に応じ徴求
			設備	組 合	48,000 (事業再生計画の実施に必要な資金)		必要となる場合がある
99	連携創業支援等関連保証	市町が策定し、主務大臣に認定を受けた認定創業支援事業計画に従って市町と連携し創業支援事業を実施する一般社団法人及び一般財団法人又は特定非営利活動法人	運転	一般社団法人 及び一般財団法人、 特定非営利活動法人	28,000	5年以内	必要に応じ徴求
			設備			7年以内	必要となる場合がある
100	※O 経営力向上関連保証	認定を受けた経営力向上計画に従って経営力向上に係る事業を実施する特定事業者	運転	個人・会社	28,000 (60,000)	5年以内	必要に応じ徴求
			設備	組 合	48,000 (120,000)	7年以内	必要となる場合がある
101	地域経済牽引事業関連保証	認定特定事業者	運転	個人・会社 ・特定非営利活動法人	28,000	5年以内	必要に応じ徴求
			設備	組 合	48,000	7年以内	必要となる場合がある
102	地域経済牽引支援関連保証	認定を受けた地域経済牽引支援機関のうち、連携支援事業を実施する一般社団法人又は一般財団法人	運転	一般社団法人 及び一般財団法人	28,000	5年以内	必要に応じ徴求
			設備			7年以内	必要となる場合がある
103	商店街活性化促進事業関連保証	計画区域における商店街活性化促進事業に関する基本的な方針に適合する事業のうち、特に事業資金の融通の円滑化が必要な事業を行い、又は行おうとする者として認定を受けた中小企業者	運転	個人・会社 ・特定非営利活動法人	28,000	5年以内	必要に応じ徴求
			設備	組 合	48,000	7年以内	必要となる場合がある
104	先端設備等導入関連保証	認定を受けた先端設備等導入計画に従って先端設備等導入を行う中小企業者	運転	個人・会社 ・特定非営利活動法人	28,000	5年以内	必要に応じ徴求
			設備	組 合	48,000	7年以内	必要となる場合がある
105	情報処理支援関連保証	認定情報処理支援機関として認定を受けた一般社団法人又は一般財団法人	運転	一般社団法人 及び一般財団法人	28,000	5年以内	必要に応じ徴求
			設備			7年以内	必要となる場合がある
106	経営承継準備関連保証	他の中小企業者の経営の承継を行うため、当該承継に不可欠な資産の譲受けを行うものであることについて、認定を受けた中小企業者	運転	個人・会社 ・特定非営利活動法人	28,000	5年以内	必要に応じ徴求
			設備			7年以内	必要となる場合がある

制 度 名		対 象	資金 用途	保証限度額 (万円) () は普通・無担保保険以外の合計限度額	保証期間	担保及び保証人の徴求 上段：担保 下段：連帯保証人
107	特定経営承継準備関連保証	他の中小企業者の経営の承継を行うため、当該承継に不可欠な資産の譲受けを行うものであることについて、認定を受けた事業を営んでいない個人	運転	個人 28,000	5年以内	必要に応じ徴求
			設備			7年以内
108	技術等情報漏えい防止措置関連保証	認定技術等情報漏えい防止措置認証機関として認定を受けた一般社団法人又は一般財団法人	運転	一般社団法人 及び一般財団法人 28,000	5年以内	必要に応じ徴求
			設備			7年以内
109	※P 社外高度人材活用新事業分野 開 拓 関 連 保 証	社外高度人材活用新事業分野開拓に関する計画を作成し、主務大臣の認定を受けた中小企業者	運転	個人・会社 28,000 (60,000)	10年以内	必要に応じ徴求
			設備			10年以内
110	※Q 事業継続力強化関連保証	事業継続力強化に関する計画を作成し、経済産業大臣の認定を受けた中小企業者	運転	個人・会社 28,000 ・特定非営利活動法人 (70,000) 組 合 48,000 (120,000)	10年以内	必要に応じ徴求
			設備			10年以内
111	※R 連携事業継続力強化関連保証	連携事業継続力強化に関する計画を作成し、経済産業大臣の認定を受けた中小企業者	運転	個人・会社 28,000 ・特定非営利活動法人 (60,000) 組 合 48,000 (120,000)	10年以内	必要に応じ徴求
			設備			10年以内
112	情報処理システム運用・管理関連保証	経済産業大臣が定めた情報処理システムを良好な状態に維持するために必要な情報処理システムの運用及び管理に関する指針に掲げる事項に関する取組の実施状況が優良なものであること等の認定を受けた中小企業者	運転	個人・会社・ 特定非営利活動法人 28,000 組 合	10年以内	必要に応じ徴求
			設備			10年以内
113	特定高度情報通信技術活用 システム開発供給等関連保証	特定高度情報通信技術活用システムの開発供給に関する計画又は導入に関する計画を作成し、主務大臣の認定を受けた中小企業者	運転	個人・会社・ 特定非営利活動法人 28,000 組 合	10年以内	必要に応じ徴求
			設備			10年以内
114	経営承継借換関連保証	次の(1)から(3)に該当する中小企業者 (1) 経営承継円滑化法の規定による認定を受けていること (2) 法人・個人の分離がなされていること (3) 返済緩和している借入金がないこと	運転	会社 28,000	10年以内	必要に応じ徴求 徴 求 し な い
115	特定連携事業継続力強化関連保証	連携事業継続力強化計画について経済産業大臣の認定を受けた中小企業者と共同で当該連携事業継続力強化の実施を行う大企業者のうち法第2条第2項第3号又は第4号に掲げるもの。	運転	個人・会社・ 社会福祉法人・ 特定非営利活動法人 28,000	10年以内	必要に応じ徴求
			設備			必要となる場合がある
116	※S 下 請 中 小 企 業 取 引 機 会 創 出 事 業 関 連 保 証	下請中小企業取引機会創出事業を行う者として経済産業大臣の認定を受けた中小企業者。	運転	個人・会社 58,000 (108,000)	10年以内	必要に応じ徴求
			設備			必要となる場合がある
117	農 林 水 産 物 ・ 食 品 輸 出 促 進 支 援 関 連 保 証	大臣の認定を受けた一般社団法人または一般財団法人	運転	一般社団法人 及び一般財団法人 28,000	10年以内	必要に応じ徴求
			設備			必要となる場合がある
118	※T 供 給 確 保 関 連 保 証	認定供給確保計画に従って供給確保事業を行う中小企業者	運転	個人・会社・ 特定非営利活動法人 28,000 組 合 (48,000)	10年以内	必要に応じ徴求
			設備			必要となる場合がある
119	追 認 保 証	※利用する各制度の取り扱いに準ずる 但し 1,000 万円を限度とする				
120	借 換 保 証	※借換後の保証に対する制度の取り扱いに準ずる				

(※ 1) 「特定中小企業者」とは、中小企業信用保険法第 2 条第 5 項（経営安定関連）1～8 号のいずれかの規定に基づき市町長の認定を受けた方のことです。

(※ 2) 「特例中小企業者」とは、中小企業信用保険法第 2 条第 6 項の規定に基づき市町長の認定を受けた方のことです。

(注1)

1. 普通保証、手形(でんさい)割引根保証、当座貸越(貸付専用型)根保証、経営力強化保証、条件変更改善型借換保証、財務要件型無保証人保証、事業承継サポート保証、経営安定関連保証、東日本大震災復興緊急保証、危機関連保証、災害関係保証、労働力確保関連保証、中小小売商業関連保証、商店街整備等支援関連特例、伝統的工芸品支援関連保証、地域伝統芸能等関連保証、流通業務総合効率化関連保証、小規模事業者支援関連保証、特定中小企業再生支援関連保証、経営革新関連保証、周辺地域整備関連保証、中心市街地商業等活性化関連保証、中心市街地商業等活性化支援関連保証(※)、事業再生円滑化関連保証、農工商等連携事業関連保証、農工商等連携支援関連保証、経営承継関連保証、特定経営承継関連保証、商店街活性化事業関連保証、商店街活性化支援関連保証、経営革新等支援関連保証、情報提供支援関連保証、特定下請連携事業関連保証、事業再生計画実施関連保証、連携創業等支援関連保証、経営力向上関連保証、地域経済牽引事業関連保証、地域経済牽引支援関連保証、商店街活性化促進事業関連保証、先端設備等導入関連保証、情報処理支援関連保証、技術等情報漏えい防止措置関連保証、経営承継準備関連保証、特定経営承継準備関連保証、社外高度人材活用新事業分野開拓関連保証、事業継続力強化関連保証、連携事業継続力強化関連保証、情報処理システム運用・管理関連保証、特定高度情報通信技術活用システム開発供給等関連保証、経営承継借換関連保証、特定連携事業継続力強化関連保証、下請中小企業取引機会創出事業関連保証の保証限度額には、個人・会社、組合又は一般社団法人及び一般財団法人(対象中小企業者)とも無担保保険に係わる保証限度額2,000万円(※の中心市街地商業等活性化支援関連保証については16,000万円)が含まれています。
2. 一般保証の合計は、普通保証に係わる保証にあっては個人・会社20,000万円、組合40,000万円(無担保保険に係わる保証にあっては、個人・会社、組合とも8,000万円)を超えることができません。
3. 特別小口保険に係る保証を利用することができるのは、中小企業者のうち常時使用する従業員の20人(商業又はサービスを主たる事業とする事業者については5人)以下の会社及び個人に限ります。なお、常時使用する従業員の数を業種ごとに政令で定める場合は、その政令で定める従業員数以下の会社及び個人とします。
4. 特別小口保険に係る保証は、無担保・無保証人ですが、他の保証を併用することはできません。
5. 災害関係保証、経営安定関連保証、危機関連保証は、一般保証のほかに別枠の利用が可能です。合算で普通保証20,000万円、無担保保証8,000万円(うち無担保保証人保証2,000万円)の範囲内で取り扱います。
また、別枠を利用した場合、災害関係保証(東日本大震災及び危機関連保証の対象となった災害に係るものに限る)、経営安定関連保証、東日本大震災復興緊急保証、危機関連保証の合算で普通保証40,000万円(組合の場合は80,000万円)、無担保保証16,000万円(うち無担保保証人保証4,000万円)、最大で56,000万円(組合の場合は96,000万円)が限度となります。
6. 対象が中小企業者・小規模企業者となっているものうち、一部保証制については特定非営利活動法人が対象とならない場合があります。

(注2)

愛媛県中小企業振興資金融資制度保証については、融資限度額での取り扱いとなっており、その額を保証限度額欄に表示しております。したがって部分保証方式を選択されている金融機関からの責任共有対象保証の申し込みがあった場合の保証限度額は、表示されている金額に保証割合を乗じた額となりますのでご留意下さい。

(注3)

1. ※A創業フォローアップ保証は、「創業関連特例保証」に係る保証のうち、「38創業関連資金」、「60創業関連保証」のいずれかを併用します。
2. ※B破綻金融機関等関連特別保証および※C破綻金融機関等関連特別無担保保証の取り扱いは、平成10年12月24日より「破綻金融機関等の融資先である中堅事業者に係る信用保険の特例に関する臨時処置法」が終了する日までとなっております。この二制度については、同法第2条第2項の規定に基づく県知事の認定書が必要です。
3. ※D特定新技術事業活動関連保証については、新事業開拓保証ならびに経営革新関連保証、周辺地域整備関連保証、農工商等連携事業関連保証、特定下請連携事業関連保証、経営力向上関連保証、社外高度人材活用新事業分野開拓関連保証、事業継続力強化関連保証、連携事業継続力強化関連保証、下請中小企業取引機会創出事業関連保証の新事業開拓保証に該当する別枠を含みます。
4. ※E経営革新関連保証については、新事業開拓保証に該当する場合には別枠として、新事業開拓保証および特定新技術事業活動関連保証、周辺地域整備関連保証、農工商等連携事業関連保証、特定下請連携事業関連保証、経営力向上関連保証、社外高度人材活用新事業分野開拓関連保証、事業継続力強化関連保証、連携事業継続力強化関連保証、下請中小企業取引機会創出事業関連保証の同保険に該当する別枠を含み、個人・会社・その他法人30,000万円、組合60,000万円の利用ができます。また、海外投資関係保証に該当する場合には、別枠として海外投資関係保証および農工商等連携事業関連保証、経営力向上関連保証、社外高度人材活用新事業分野開拓関連保証、事業継続力強化関連保証の同保険に該当する別枠を含み、個人・会社・その他法人30,000万円、組合60,000万円の利用ができます。
5. ※F周辺地域整備関連保証については、新事業開拓保証に該当する場合には別枠として、新事業開拓保証および特定新技術事業活動関連保証、経営革新関連保証、農工商等連携事業関連保証、特定下請連携事業関連保証、経営力向上関連保証、社外高度人材活用新事業分野開拓関連保証、事業継続力強化関連保証、連携事業継続力強化関連保証の同保険に該当する別枠を含み、個人・会社・その他法人30,000万円、組合60,000万円の利用ができます。
6. ※G中小企業特定社債保証については、保証協会と金融機関の共同保証形式(ただし保証協会の保証は割合は80%)となります。したがって、保証付私債の発行価格は56,000万円が限度となります。
7. ※H流動資産担保融資保証および※I下請振興関連保証で流動性担保保証を行う場合には、保証協会の保証割合は80%となります。したがって、本保証での借入額は各25,000万円が限度となります。
8. ※J事業再生円滑化関連保証(特例小口保険利用の場合を除く)および※K特定信用状関連保証については、保証協会の保証割合は80%となります。

9. ※L農工商等連携事業関連保証の保証限度額については、以下のとおりとなります。

- (新事業開拓保証に該当する場合)
別枠として、新事業開拓保証および特定新技術事業活動関連保証、経営革新関連保証、周辺地域整備関連保証、特定下請連携事業関連保証、経営力向上関連保証、社外高度人材活用新事業分野開拓関連保証、事業継続力強化関連保証、連携事業継続力強化関連保証、下請中小企業取引機会創出事業関連保証の同保険に該当する別枠を含み、個人・会社・その他法人40,000万円、組合60,000万円の利用ができます。
- (海外投資関係保証に該当する場合)
別枠として海外投資関係保証および経営革新関連保証、経営力向上関連保証、社外高度人材活用新事業分野開拓関連保証、事業継続力強化関連保証、連携事業継続力強化関連保証の同保険に該当する別枠を含み、個人・会社・その他法人40,000万円、組合60,000万円の利用ができます。
- (流動資産担保保証に該当する場合)
別枠として個人・会社・その他法人・組合ともに20,000万円の利用ができます。
10. ※M一括支払契約保証については、保証協会の保証割合は70%以下となります。したがって、本保証での借入極度額は14億2,800万円が上限となります。
 11. ※N特定下請連携事業関連保証については、新事業開拓保証に該当する場合には別枠として、新事業開拓保証および特定新技術事業活動関連保証、経営革新関連保証、周辺地域整備関連保証、農工商等連携事業関連保証、経営力向上関連保証、社外高度人材活用新事業分野開拓関連保証、事業継続力強化関連保証、連携事業継続力強化関連保証、下請中小企業取引機会創出事業関連保証の同保険に該当する別枠を含み、個人・会社・その他法人40,000万円、組合60,000万円の利用ができます。
 12. ※O経営力向上関連保証については、新事業開拓保証に該当する場合には別枠として、新事業開拓保証および特定新技術事業活動関連保証、経営革新関連保証、周辺地域整備関連保証、農工商等連携事業関連保証、特定下請連携事業関連保証、社外高度人材活用新事業分野開拓関連保証、事業継続力強化関連保証、連携事業継続力強化関連保証、下請中小企業取引機会創出事業関連保証の同保険に該当する別枠を含み、個人・会社・その他法人30,000万円、組合60,000万円の利用ができます。また、海外投資関係保証に該当する場合には、別枠として海外投資関係保証および農工商等連携事業関連保証、社外高度人材活用新事業分野開拓関連保証、事業継続力強化関連保証、連携事業継続力強化関連保証の同保険に該当する別枠を含み、個人・会社・その他法人30,000万円の利用ができます。
 13. ※P社外高度人材活用新事業分野開拓関連保証については、新事業開拓保証に該当する場合には別枠として、新事業開拓保証および特定新技術事業活動関連保証、経営革新関連保証、周辺地域整備関連保証、農工商等連携事業関連保証、特定下請連携事業関連保証、経営力向上関連保証、下請中小企業取引機会創出事業関連保証の同保険に該当する別枠を含み、個人・会社・その他法人30,000万円の利用ができます。また、海外投資関係保証に該当する場合には、別枠として海外投資関係保証および農工商等連携事業関連保証、経営力向上関連保証の同保険に該当する別枠を含み、個人・会社・その他法人30,000万円の利用ができます。
 14. ※Q事業継続力強化関連保証については、新事業開拓保証に該当する場合には別枠として、新事業開拓保証および特定新技術事業活動関連保証、経営革新関連保証、周辺地域整備関連保証、農工商等連携事業関連保証、特定下請連携事業関連保証、経営力向上関連保証、下請中小企業取引機会創出事業関連保証の同保険に該当する別枠を含み、個人・会社・その他法人40,000万円、組合60,000万円の利用ができます。また、海外投資関係保証に該当する場合には、別枠として海外投資関係保証および農工商等連携事業関連保証、経営力向上関連保証の同保険に該当する別枠を含み、個人・会社・その他法人30,000万円の利用ができます。
 15. ※R連携事業継続力強化関連保証については、新事業開拓保証に該当する場合には別枠として、新事業開拓保証および特定新技術事業活動関連保証、経営革新関連保証、周辺地域整備関連保証、農工商等連携事業関連保証、特定下請連携事業関連保証、経営力向上関連保証、下請中小企業取引機会創出事業関連保証の同保険に該当する別枠を含み、個人・会社・その他法人30,000万円、組合60,000万円の利用ができます。また、海外投資関係保証に該当する場合には、別枠として海外投資関係保証および農工商等連携事業関連保証、経営力向上関連保証の同保険に該当する別枠を含み、個人・会社・その他法人30,000万円、組合60,000万円の利用ができます。
 16. ※S下請中小企業取引機会創出事業関連保証については、新事業開拓保証に該当する場合には別枠として、新事業開拓保証および特定新技術事業活動関連保証、経営革新関連保証、周辺地域整備関連保証、農工商等連携事業関連保証、特定下請連携事業関連保証、経営力向上関連保証の同保険に該当する別枠を含み、個人・会社・その他法人30,000万円、組合60,000万円の利用ができます。
 17. ※T供給確保関連保証については、新事業開拓保証に該当する場合には別枠として、新事業開拓保証および特定新技術事業活動関連保証、経営革新関連保証、周辺地域整備関連保証、農工商等連携事業関連保証、特定下請連携事業関連保証、経営力向上関連保証、社外高度人材活用新事業分野開拓関連保証、事業継続力強化関連保証、連携事業継続力強化関連保証、下請中小企業取引機会創出事業関連保証の同保険に該当する別枠を含み、個人・会社・その他法人30,000万円、組合60,000万円の利用ができます。また、海外投資関係保証に該当する場合には、別枠として海外投資関係保証および、経営革新関連保証、農工商等連携事業関連保証、経営力向上関連保証、社外高度人材活用新事業分野開拓関連保証、事業継続力強化関連保証、連携事業継続力強化関連保証の同保険に該当する別枠を含み、個人・会社・その他法人30,000万円、組合60,000万円の利用ができます。

区分	制度名	責任共有			責任共有保証料率・保証料率（責任共有外保証料率）										財政補助等があるもの		
		対象	部分保証	対象外	第1区分	第2区分	第3区分	第4区分	第5区分	第6区分	第7区分	第8区分	第9区分	有担保引の適用	損失補償	保証料補給	
別	98 事業再生計画実施関連保証（感染症対応型）（注14）	(下記以外)	○		0.8（要綱11.(2)の経営者保証免除対応を適用する場合は1.0）												
		特別小口保険利用		○	1.0（要綱11.(2)の経営者保証免除対応を適用する場合は1.2）											△	
	99 連携創業支援等関連保証	(下記以外)	○						1.15					○			
	100 経営力向上関連保証	(下記以外)	○						0.70								
		特別小口保険利用			○				0.80								
		新事業開拓保険利用	○						1.00					○			
		新事業開拓保険（注4）	○						0.70								
	101 地域経済牽引事業関連保証	(下記以外)	○						0.70								
		特別小口保険利用			○				0.80								
	102 地域経済牽引支援関連保証	(下記以外)	○						1.15					○			
	103 商店街活性化促進事業関連保証	(下記以外)	○						0.70								
		特別小口保険利用			○				0.80								
	104 先端設備等導入関連保証	(下記以外)	○						0.70								
	105 情報処理支援関連保証	(下記以外)	○						1.15								
特別小口保険利用				○				0.80									
106 経営承継準備関連保証	(下記以外)	○			1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	○			
	特別小口保険利用			○				0.85									
107 特定経営承継準備関連保証	(下記以外)	○						1.15						○			
108 技術等情報漏えい防止措置関連保証	(下記以外)	○						1.15						○			
	特別小口保険利用			○				0.70									
109 社外高度人材活用新事業分野開拓関連保証	(下記以外)	○						0.70									
	特別小口保険利用			○				0.80									
	新事業開拓保険利用	○						1.00					○				
	新事業開拓保険（注4）	○						0.70									
110 事業継続力強化関連保証	(下記以外)	○						0.70									
	特別小口保険利用			○				0.80									
	新事業開拓保険利用	○						1.00					○				
	新事業開拓保険（注4）	○						0.70									
111 連携事業継続力強化関連保証	(下記以外)	○						0.70									
	特別小口保険利用			○				0.80									
	新事業開拓保険利用	○						1.00					○				
	新事業開拓保険（注4）	○						0.70									
112 情報処理システム運用・管理関連保証	(下記以外)	○						0.70									
	特別小口保険利用			○				0.80									
113 特定高度情報通信技術活用システム開発供給関連保証	(下記以外)	○						0.70									
	特別小口保険利用			○				0.80									
114 経営承継借換関連保証	(下記以外)	○			1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	○			
	特別小口保険利用			○				0.80									
115 特定連携事業継続力強化関連保証	(下記以外)	○			1.15	1.00	0.85	0.70	0.60	0.50	0.40	0.30	0.20	○			
	特別小口保険利用			○				0.80									
116 下請中小企業取引機会創出事業関連保証	(下記以外)	○			1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	○			
	特別小口保険利用			○				0.70									
	新事業開拓保険利用	○						1.00					○				
	新事業開拓保険（注4）	○						0.70									
117 農林水産物・食品輸出促進支援関連保証	(下記以外)	○						1.15						○			
	特別小口保険利用			○				0.70									
118 供給確保関連保証	(下記以外)	○						0.70									
	特別小口保険利用			○				0.80									
	新事業開拓保険利用	○						1.00					○				
	新事業開拓保険（注4）	○						0.70									
119 追認保証（注1）	(下記以外)	○			1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	○			
	特別小口保険利用			○				0.80									
120 借換保証（注2）	(下記以外)	△	△	△	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	△	△		
	特別小口保険利用			○				0.80									

【補足説明】

- 責任共有制度の対象となる制度区分の保証料率（「責任共有保証料率」という）は、保証委託額に対して計算される保証料を貸付金額に対する率で表示したもの。責任共有制度の対象外となる制度区分の保証料率（「保証料率」という）は、保証委託額に対する率。
 - 第1区分から第9区分までの区分は、中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第2条の規定に基づき、中小企業者の財務内容その他の経営の状況を勘案して経済産業省令で定められている保証料率の区分とする。保証料率に定める保証制度については、リスク計測モデル（CRDモデル）により、制度毎に第1区分～第9区分の範囲で料率を判定、これに定性情報を加味して実際に適用する保証料率を決定する。なお、区分対応する保証において、次のいずれかに該当する事業者については、第5区分（経営力強化保証は第4区分）の保証料率に定性情報を加味して料率を決定する。
 - 個人その他の法令で定めるところにより貸借対照表及び損益計算書を作成する義務を課せられていない事業者であって貸借対照表及び損益計算書がないもの
 - 事業開始後最初の事業年度の決算における貸借対照表及び損益計算書がない事業者
 - 金融機関からの借入れ（当該保険関係に係るものに限る。）に係る連帯債務を負担する事業者
 - 有担保引の適用欄が「○」の保証制度は、保証協会所定の担保の提供がある場合、表示の料率から0.10%引き下げる。
 - 一括支払契約保証、伴走支援型特別保証及び事業再生計画実施関連保証（感染症対応）を除く保証制度で会計参考を設置していることが確認できる場合、表示の料率から0.10%引き下げる。
- （注1）利用する各保証制度の取り扱いに準ずる。但し、1,000万円を限度とする。
- （注2）借換保証は、利用する各保証制度に定める料率による（割引・割増の有無含む）。
- （注3）「小口零細企業保証制度」は、利用する保証制度（部分保証制度に限定された保険種別以外）はすべての保険種別＜保証種別＞の利用が可能である。また、当座貸越根保証、手形（でんさい）割引根保証等の根保証形式の保証は利用できない）に定める料率による。
- （注4）「新事業開拓保証」を利用のものであって、担保（保証人の保証を除く。）を提供させない保証であり、かつその合計額が5,000万円以下の場合の料率である。
- （注5）「新事業開拓保証」の利用のものであって、担保及び保証人（法人代表者の保証を除く）を提供させない保証であって、その合計額が2,000万円以下の場合の料率である。
- （注6）「予約保証」については、第1区分該当者は対象外。
- （注7）「中小企業金融円滑化保証」、「事業成長支援保証」、「税理士連携保証（ロングサポート3000）」について、愛知県中小企業振興資金融資制度保証、経営安定関連保証を併用する場合は各保証に定める料率による。
- （注8）「一括支払契約保証」については、保証割合が70%以下となります。なお、保証料率は保証割合70%の場合を例として掲載しております。
- （注9）「特定中小企業者」とは、中小企業信用保険法第2条第5項（経営安定関連）1～8号のいずれかの規定に基づき市長の認定を受けた方です。
- （注10）「NPO法人」とは、中小企業信用保険法第2条第3項第7号に定める特定非営利活動法人のことであります。
- （注11）「創業関連特別保証」に係る保証のうち、「39創業関連資金」、「60創業関連保証」のいずれかを併用します。
- （注12）「財務体質強化保証」について、経営安定関連保証を併用する場合は同保証に定める料率による。
- （注13）「事業再生計画実施関連保証」については、責任共有制度の対象外となる保証付き既往借入金（平成19年9月30日以前に保証協会が申し込み受付した保証であって保証割合が100%の保証を含む。）を本制度で借り換える場合は、責任共有制度の対象外となります。
- （注14）「事業再生計画実施関連保証（感染症対応型）」及び「伴走支援型特別保証」、「緊急経済対策特別支援資金（伴走支援枠）」については、責任共有制度の対象外となる保証付き既往借入金（平成19年9月30日以前に保証協会が申し込み受付した保証であって保証割合が100%の保証を含む。）を本制度で借り換える場合及び、令和2年経済産業省告示第49号により経済産業大臣が認めた場合として定めた期間内（当該期間を延長した場合は延長した期間を含む。）に信用保証協会が保証申込み受付し、かつ貸付実行された経営安定関連保証5号の既往借入金を本制度で借り換える場合（保証付きの既往借入金の範囲内の額を借り換える場合に限り。）は、責任共有制度の対象外となります。
- （注15）事業者選択型保証非提供制度を利用する場合は、中小企業庁が定める「事業者選択型保証非提供制度要綱」に規定するとおりとする。

保証協会団信実績

| 令和6年3月 |

平成21年11月1日より保証協会団体信用生命保険制度の取扱いをしております！

●保証協会団体信用生命保険とは

保証協会団体信用生命保険（以下、保証協会団信）とは、信用保証協会の保証付で金融機関から借入を行ったお客様が、その全額を返済されないうちに、死亡もしくは所定の高度障がい状態となった場合に、一般社団法人全国信用保証協会連合会（以下、連合会）が生命保険会社から受け取る保険金（*）をもとに、加入している借入口について、金融機関に対する債務を弁済する制度です。

これにより、事業の維持安定が可能になるとともに、ご家族の皆様の安心を図ることができます。

（*保証協会団信は連合会が生命保険会社と契約します。お客様は連合会と債務弁済委託契約を締結していただきます。）

愛媛県信用保証協会は、中小企業の皆様への「プラスワンサービス」として保証協会団信の取扱いを開始しました。なお、保証協会団信への加入は中小企業者の皆様の任意であり、保証の諾否・金額査定には全く関係ありません。

●保証協会団信加入状況

保証協会団信の令和6年3月末時点の加入状況は下記の通りです。（生保会社査定後承諾済ベース）

3～2月件数	3～2月融資額	累計件数	累計金額	平均融資額	平均年齢
93件	111,063万円	1,922件	1,550,804万円	807万円	51.9歳

〈金融機関別〉

金融機関名	3～2月件数(件)	3～2月融資額(万円)	累計件数(件)	累計金額(万円)
伊予銀行	14	21,560	528	494,971
四国銀行	0	0	16	18,065
百十四銀行	0	0	14	18,100
阿波銀行	1	5,000	5	11,000
広島銀行	0	0	13	9,230
山口銀行	0	0	3	6,500
愛媛銀行	11	12,050	453	379,885
香川銀行	3	3,900	29	34,060
高知銀行	2	900	34	23,347
徳島大正銀行	0	0	6	3,090
愛媛信金	52	54,453	624	414,159
東予信金	5	7,800	99	72,030
川之江信金	3	2,400	34	35,367
宇和島信金	2	3,000	61	29,700
三菱UFJ	0	0	1	500
商工中金	0	0	1	300
えひめ南農協	0	0	1	500
合計	93	111,063	1,922	1,550,804

空から見る愛媛①
八幡浜
 Yawatabama



**朝に水揚げされた
魚介類を浜値で販売**



“地元の台所”として親しまれているどーや市場では、新鮮な魚介を安価で販売。16店舗が軒を連ね、威勢のいい呼び声が響いています。

■一般向け営業時間／8:00～17:00 ■定休日／不定期
 ■TEL／0894-24-1001



道の駅・みなとオアシス 八幡浜みなと

八幡浜市沖新田1581番地23 TEL:0894-21-3710

**新鮮な海の幸をお手頃
価格で食べられる**



どーや市場直営のどーや食堂では、新鮮で美味しい魚介が豪快に味わえます。一番人気は、ぷりぷりの海の幸がこんもり盛り付けられた海鮮丼。自分で選んだ好みの食材を炭火で焼いて食べられる海鮮バーベキューも人気です。

■営業時間／7:00～14:00
 ■定休日／不定期
 ■TEL／0894-21-1537

石窯ベーカリーの焼き立てパンやピザ等を販売



採れたての柑橘など、新鮮な果物や野菜、八幡浜の特産品を販売しています。フードコートやパン工房、カフェも併設。ご当地の味が楽しめます。

■営業時間／
 産直・物産販売スペース8:00～18:00／フードコート・カフェ・焼き立てパン工房8:00～17:00
 ■定休日／不定期
 ■TEL／0894-35-6565

*ミカンに魚にちゃんぽん、
 自然の恵みを実感できる八幡浜*

複雑なリアス式海岸となだらかな山々に囲まれた八幡浜市。温暖な気候と美しい景色に癒される場所です。秋になると、爽やかな柑橘の香りが漂い、空から降り注ぐ日光、海と地面からの照り返しの3つの太陽を浴びたみかんは、日の丸・真穴・川上の三大ブランドをはじめ、日本一の品質を誇っています。四国屈指の規模を誇る八幡浜港には、豊富な種類の魚が水揚げされ、県内外へと出荷。隣接するどーや市場では、地元の人はもちろん多くの観光客が訪れ、活気に溢れています。古くから海上交通の要として栄えた港には、四国と九州(大分県別府港・臼杵港)を繋ぐフェリーが1日20往復しています。

●人口30,632(県内11位)(令和5年) ●面積132.65 km²(県内11位)(令和5年)

●八幡浜市の人口と世帯数(令和6年 八幡浜市2月末集計(資料:住民基本台帳))人口総数30,552人(男14,404人・女16,148人)／世帯数15,398人



愛媛県信用保証協会

EHIME GUARANTEE

〔本 所〕

〒790-8651 松山市千舟町3丁目3番地8 千舟町スクエアガーデン7,8,9階
総務部／総務課 Tel 089-931-2111(代) Fax 089-931-2107
電算課 Tel 089-931-2115 Fax 089-931-2170
業務統括部／保証企画課 Tel 089-931-2119 Fax 089-931-1026
企業支援課 Tel 089-931-2114 Fax 089-931-1026
審査課 Tel 089-931-2114 Fax 089-931-1026
債権管理部／管理課 Tel 089-931-2128 Fax 089-931-2129
代位弁済課 Tel 089-931-2117 Fax 089-931-2129
監査室 Tel 089-931-2180 Fax 089-931-2129

〔松山事業部〕

松山市・東温市・伊予市・久万高原町・砥部町・松前町 **業務区域**

〒790-8651 松山市千舟町3丁目3番地8 千舟町スクエアガーデン7階
保証課 Tel 089-931-2118 Fax 089-931-2174
保証事務課

〔新居浜支所〕

新居浜市・西条市・四国中央市 **業務区域**

〒792-0025 新居浜市一宮町2丁目4番8号 新居浜商工会館2階
Tel 0897-33-8282 Fax 0897-33-8284

〔今治支所〕

今治市・上島町 **業務区域**

〒794-0042 今治市旭町2丁目3番地20 今治商工会議所ビル5階
Tel 0898-23-0170 Fax 0898-23-0758

〔八幡浜支所〕

八幡浜市・大洲市・西予市・内子町・伊方町 **業務区域**

〒796-8691 八幡浜市1590番地22 八幡浜商工会館4階
Tel 0894-22-2003 Fax 0894-22-3137

〔宇和島支所〕

宇和島市・鬼北町・松野町・愛南町 **業務区域**

〒798-0040 宇和島市中央町1丁目9番10号 愛媛新聞ビル5階
Tel 0895-22-6556 Fax 0895-22-6583



●表紙の花

ツツジ〈躑躅〉

ツツジ科の植物で、主にアジアに広く分布している。4月の春先から6月の初夏にかけて先端が5つに分かれた漏斗型の特徴的な形の花を、枝先に数個つける。

【市町花】今治市、新居浜市、西条市、大洲市、鬼北町



保証協会の
ホットな話題を
お届けしています。